

I P通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧		新	
(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。		(用語の定義) 第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。	
用語	用語の意味	用語	用語の意味
1 ～ 16 (略)	(略)	1 ～ 16 (略)	(略)
17 利用回線	(1) <u>電話サービス契約約款に規定する電話サービス</u> (加入電話契約又は臨時加入電話契約に係るものに限ります。)の契約者回線又は総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第1種総合デジタル通信サービス若しくは第2種総合デジタル通信サービスの契約者回線であって、I P通信網契約に係るもの (2) この約款に規定するメニュー1、 <u>メニュー4</u> 又はメニュー5 (提供の形態による細目がⅡ-1型のものであってメニュー5-1の1 Gb/sのプラン4のもの及び10Gb/sのものを除きます。)に係る契約者回線であって、メニュー8に係るI P通信網契約に係るもの (3) (略)	17 利用回線	(1) 総合デジタル通信サービス契約約款に規定する第1種総合デジタル通信サービス若しくは第2種総合デジタル通信サービスの契約者回線であって、I P通信網契約に係るもの (2) この約款に規定するメニュー1又はメニュー5 (提供の形態による細目がⅡ-1型のものであってメニュー5-1の1 Gb/sのプラン4のもの及び10Gb/sのものを除きます。)に係る契約者回線であって、メニュー8に係るI P通信網契約に係るもの (3) (略)
18 ～ 28 (略)	(略)	18 ～ 28 (略)	(略)
29 加入電話等契約者	(1) <u>加入電話契約者</u> 若しくは <u>臨時加入電話契約者</u> 、総合デジタル通信サービスに係る第1種契約者、臨時第1種契約者、第2種契約者又は臨時第2種契約者 (2) メニュー8に係るI P通信網サービスの利用回線となるメニュー1、 <u>メニュー4</u> 又はメニュー5に係るI P通信網契約者 (3) (略)	29 加入電話等契約者	(1) 総合デジタル通信サービスに係る第1種契約者、臨時第1種契約者、第2種契約者又は臨時第2種契約者 (2) メニュー8に係るI P通信網サービスの利用回線となるメニュー1又はメニュー5に係るI P通信網契約者 (3) (略)
30 加入電話等に関する権利	(1) <u>電話加入権</u> 、総合デジタル通信サービスに係る第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約に基づいて総合デジタル通信サービスの提供を受ける権利 (2) メニュー8に係るI P通信網サービスの利用回線となるメニュー1、 <u>メニュー4</u> 又はメニュー5に係るI P通信網サービス利用権 (I P通信網契約者がI P通信網契約に基づいてI P通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じと	30 加入電話等に関する権利	(1) 総合デジタル通信サービスに係る第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約に基づいて総合デジタル通信サービスの提供を受ける権利 (2) メニュー8に係るI P通信網サービスの利用回線となるメニュー1又はメニュー5に係るI P通信網サービス利用権 (I P通信網契約者がI P通信網契約に基づいてI P通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じと

新旧対照

旧		新	
	す。以下同じとします。 (3) (略)		します。 (3) (略)
30の2 (略)	(略)	30の2 (略)	(略)
31 (略)	(略)	31 (略)	(略)
<p>(契約申込の方法等)</p> <p>第12条 IP通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>(1) IP通信網サービスの品目又は細目</p> <p>(2) 利用回線型サービスについては、利用回線に係る契約者回線番号又は契約者回線等番号</p> <p>(3) 契約者回線型サービスについては、契約者回線の終端の場所等</p> <p>(4) その他申込みの内容を特定するための事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、メニュー1、<u>メニュー4</u>及び回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスに係るIP通信網契約は新たに申込みできません。</p>		<p>(契約申込の方法等)</p> <p>第12条 IP通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>(1) IP通信網サービスの品目又は細目</p> <p>(2) 利用回線型サービスについては、利用回線に係る契約者回線番号又は契約者回線等番号</p> <p>(3) 契約者回線型サービスについては、契約者回線の終端の場所等</p> <p>(4) その他申込みの内容を特定するための事項</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、メニュー1及び回線収容部を用いて提供する契約者回線型サービスに係るIP通信網契約は新たに申込みできません。</p>	
<p>(契約者回線の移転)</p> <p>第17条 IP通信網契約者は、契約者回線型サービスについて、契約者回線の移転を請求することができます。</p> <p><u>ただし、メニュー4に係るIP通信網契約については、この限りではありません。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>		<p>(契約者回線の移転)</p> <p>第17条 IP通信網契約者は、契約者回線型サービスについて、契約者回線の移転を請求することができます。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	
<p>(当社が行うIP通信網契約の解除)</p> <p>第24条 当社は、<u>次の場合には、そのIP通信網契約を解除することがあります。</u></p> <p>(1) <u>第34条(利用停止)の規定によりIP通信網サービスの利用を停止されたIP通信網契約者又はローミング契約者が、なおその事実を解消しないとき。</u></p> <p>(2) <u>当社が別に定める契約者回線等について、他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替え(契約者回線等に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。以下同じとします。)を行うことができないとき。</u></p> <p>2 ~ (略) 5</p>		<p>(当社が行うIP通信網契約の解除)</p> <p>第24条 当社は、<u>第34条(利用停止)の規定によりIP通信網サービスの利用を停止されたIP通信網契約者又はローミング契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのIP通信網契約を解除することがあります。</u></p> <p>2 ~ (略) 5</p>	

新旧対照

旧	新
<p>(注1) 本条第3項第1号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。</p> <p>(1) ～ (略)</p> <p>(4) (5) <u>メニュー1及びメニュー4</u>に係る利用回線について、移転があったとき。</p> <p>(注2) (略)</p> <p>(注3) (略)</p>	<p>(注1) 本条第3項第1号に規定する当社が別に定める場合は、次のいずれかに該当するときとします。</p> <p>(1) ～ (略)</p> <p>(4) (5) <u>メニュー1</u>に係る利用回線について、移転があったとき。</p> <p>(注2) (略)</p> <p>(注3) (略)</p>
<p>(利用中止)</p> <p>第33条 当社は、次の場合には、IP通信網サービスの利用を中止することがあります。</p> <p>(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないとき（相互接続協定に基づき協定事業者から請求があったものを含みます。）。</p> <p>(2) 第36条（通信利用の制限等）の規定により、IP通信網サービスの利用を中止するとき。</p> <p>(3) <u>利用回線型サービスについて、利用回線に係る電話サービス、総合デジタル通信サービス又はIP通信網サービスの利用中止を行ったとき。</u></p> <p>(4) <u>当社が別に定める契約者回線等について回線収容替え工事を行うとき。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(利用中止)</p> <p>第33条 当社は、次の場合には、IP通信網サービスの利用を中止することがあります。</p> <p>(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないとき（相互接続協定に基づき協定事業者から請求があったものを含みます。）。</p> <p>(2) 第36条（通信利用の制限等）の規定により、IP通信網サービスの利用を中止するとき。</p> <p>(3) <u>利用回線型サービスについて、利用回線に係る総合デジタル通信サービス又はIP通信網サービスの利用中止を行ったとき。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(通信利用の制限等)</p> <p>第36条 当社は、IP通信網サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div> <p>2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。</p> <p>3 <u>利用回線型サービスに係るIP通信網契約者は、その利用回線に係る電話サービス契約約款、総合デジタル通信サービス契約約款又はこの約款に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、そのIP通信網サービスを利用することができないことがあります。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(通信利用の制限等)</p> <p>第36条 当社は、IP通信網サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(略)</div> <p>2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。</p> <p>3 <u>利用回線型サービスに係るIP通信網契約者は、その利用回線に係る総合デジタル通信サービス契約約款又はこの約款に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、そのIP通信網サービスを利用することができないことがあります。</u></p> <p>4 (略)</p>

新旧対照

旧	新												
<p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)</p> <p>第1類 IP通信網サービスに関する利用料金</p> <p>第1 臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの</p> <p>1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) IP通信網サービス区域の設定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等</td> <td> <p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア メニュー1 [フレッツ・ISDN] (利用回線 (第1種総合デジタル通信サービス又は第2種総合デジタル通信サービスの契約者回線とします。) を使用して提供するもの)</p> <p>(ア) ～ (略)</p> <p>(ウ)</p> <p>(エ) メニュー1に係る通信は、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー2、メニュー4若しくはメニュー5に係る契約者回線等 (通信の付加サービスであるIPv6通信等 (メニュー5-1の1Gb/sの品目におけるプラン3-1のもの並びにプラン4のもの及びメニュー5-2の1Gb/sの品目のもの) に係るIPv6通信を含みます。以下同じとします。) を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。) との間において行うことができます。</p> <p>イ メニュー2 (契約者回線等からの着信により利用可能なものであって、メニュー6以外のもの)</p> <p>(ア) ～ (略)</p> <p>(キ)</p> <p>(ク) メニュー2-2-1のグレード1のものに係る通信は、メニュー5に係る契約者回線 (通信の付加サービスであるIPv6通信等を利用している場合及び</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) IP通信網サービス区域の設定	(略)	(2) IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	<p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア メニュー1 [フレッツ・ISDN] (利用回線 (第1種総合デジタル通信サービス又は第2種総合デジタル通信サービスの契約者回線とします。) を使用して提供するもの)</p> <p>(ア) ～ (略)</p> <p>(ウ)</p> <p>(エ) メニュー1に係る通信は、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー2、メニュー4若しくはメニュー5に係る契約者回線等 (通信の付加サービスであるIPv6通信等 (メニュー5-1の1Gb/sの品目におけるプラン3-1のもの並びにプラン4のもの及びメニュー5-2の1Gb/sの品目のもの) に係るIPv6通信を含みます。以下同じとします。) を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。) との間において行うことができます。</p> <p>イ メニュー2 (契約者回線等からの着信により利用可能なものであって、メニュー6以外のもの)</p> <p>(ア) ～ (略)</p> <p>(キ)</p> <p>(ク) メニュー2-2-1のグレード1のものに係る通信は、メニュー5に係る契約者回線 (通信の付加サービスであるIPv6通信等を利用している場合及び</p>	<p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)</p> <p>第1類 IP通信網サービスに関する利用料金</p> <p>第1 臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの</p> <p>1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) IP通信網サービス区域の設定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等</td> <td> <p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア メニュー1 [フレッツ・ISDN] (利用回線 (第1種総合デジタル通信サービス又は第2種総合デジタル通信サービスの契約者回線とします。) を使用して提供するもの)</p> <p>(ア) ～ (略)</p> <p>(ウ)</p> <p>(エ) メニュー1に係る通信は、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー2若しくはメニュー5に係る契約者回線等 (通信の付加サービスであるIPv6通信等 (メニュー5-1の1Gb/sの品目におけるプラン3-1のもの並びにプラン4のもの及びメニュー5-2の1Gb/sの品目のもの) に係るIPv6通信を含みます。以下同じとします。) を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。) との間において行うことができます。</p> <p>イ メニュー2 (契約者回線等からの着信により利用可能なものであって、メニュー6以外のもの)</p> <p>(ア) ～ (略)</p> <p>(キ)</p> <p>(ク) メニュー2-2-1のグレード1のものに係る通信は、メニュー5に係る契約者回線 (通信の付加サービスであるIPv6通信等を利用している場合</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) IP通信網サービス区域の設定	(略)	(2) IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	<p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア メニュー1 [フレッツ・ISDN] (利用回線 (第1種総合デジタル通信サービス又は第2種総合デジタル通信サービスの契約者回線とします。) を使用して提供するもの)</p> <p>(ア) ～ (略)</p> <p>(ウ)</p> <p>(エ) メニュー1に係る通信は、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー2若しくはメニュー5に係る契約者回線等 (通信の付加サービスであるIPv6通信等 (メニュー5-1の1Gb/sの品目におけるプラン3-1のもの並びにプラン4のもの及びメニュー5-2の1Gb/sの品目のもの) に係るIPv6通信を含みます。以下同じとします。) を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。) との間において行うことができます。</p> <p>イ メニュー2 (契約者回線等からの着信により利用可能なものであって、メニュー6以外のもの)</p> <p>(ア) ～ (略)</p> <p>(キ)</p> <p>(ク) メニュー2-2-1のグレード1のものに係る通信は、メニュー5に係る契約者回線 (通信の付加サービスであるIPv6通信等を利用している場合</p>
区 分	内 容												
(1) IP通信網サービス区域の設定	(略)												
(2) IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	<p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア メニュー1 [フレッツ・ISDN] (利用回線 (第1種総合デジタル通信サービス又は第2種総合デジタル通信サービスの契約者回線とします。) を使用して提供するもの)</p> <p>(ア) ～ (略)</p> <p>(ウ)</p> <p>(エ) メニュー1に係る通信は、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー2、メニュー4若しくはメニュー5に係る契約者回線等 (通信の付加サービスであるIPv6通信等 (メニュー5-1の1Gb/sの品目におけるプラン3-1のもの並びにプラン4のもの及びメニュー5-2の1Gb/sの品目のもの) に係るIPv6通信を含みます。以下同じとします。) を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。) との間において行うことができます。</p> <p>イ メニュー2 (契約者回線等からの着信により利用可能なものであって、メニュー6以外のもの)</p> <p>(ア) ～ (略)</p> <p>(キ)</p> <p>(ク) メニュー2-2-1のグレード1のものに係る通信は、メニュー5に係る契約者回線 (通信の付加サービスであるIPv6通信等を利用している場合及び</p>												
区 分	内 容												
(1) IP通信網サービス区域の設定	(略)												
(2) IP通信網サービスの品目及び細目に係る料金の適用等	<p>当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目及び細目等を定めます。</p> <p>ア メニュー1 [フレッツ・ISDN] (利用回線 (第1種総合デジタル通信サービス又は第2種総合デジタル通信サービスの契約者回線とします。) を使用して提供するもの)</p> <p>(ア) ～ (略)</p> <p>(ウ)</p> <p>(エ) メニュー1に係る通信は、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー2若しくはメニュー5に係る契約者回線等 (通信の付加サービスであるIPv6通信等 (メニュー5-1の1Gb/sの品目におけるプラン3-1のもの並びにプラン4のもの及びメニュー5-2の1Gb/sの品目のもの) に係るIPv6通信を含みます。以下同じとします。) を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。) との間において行うことができます。</p> <p>イ メニュー2 (契約者回線等からの着信により利用可能なものであって、メニュー6以外のもの)</p> <p>(ア) ～ (略)</p> <p>(キ)</p> <p>(ク) メニュー2-2-1のグレード1のものに係る通信は、メニュー5に係る契約者回線 (通信の付加サービスであるIPv6通信等を利用している場合</p>												

新旧対照

旧		新							
	<p>当社が別に定める場合を除きます。)からの着信(着信者識別符号(メニュー2に係るIP通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組合せであって、当社が別に定めるところにより割り当てるものをいいます。以下同じとします。)を利用したものとします。)により、メニュー2-2-1のグレード2のものに係る通信は、契約者回線等(メニュー1、メニュー4及びメニュー5に係るもの(通信の付加サービスであるIPv6通信等を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。)に限ります。)からの着信(着信者識別符号を利用したものとします。)により、メニュー2-2-2のものに係る通信は、契約者回線等(メニュー1、メニュー4及びメニュー5に係るもの(通信の付加サービスであるIPv6通信等を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。))からの着信(着信者識別符号を利用したものとします。)により、行うことができます。</p> <p>(ケ) ～ (略)</p> <p>(ス) ウ 削除</p> <p>エ <u>メニュー4 [フレッツ・ADSL]</u> <u>(利用回線(加入電話に係るものに限ります。)又は契約者回線についてDSL方式により提供するもの)</u> <u>(ア) メニュー4は、利用回線型サービス及び契約者回線型サービスを提供します。</u> <u>(イ) メニュー4には、次の品目があります。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1Mb/s (フレッツ・ADSLエントリー)</td> <td>収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大1Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512kbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1.5Mb/s (フレッツ・ADSL 1.5Mタイプ)</td> <td>収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512kbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内 容	1Mb/s (フレッツ・ADSLエントリー)	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大1Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512kbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの	1.5Mb/s (フレッツ・ADSL 1.5Mタイプ)	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512kbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの		<p>及び当社が別に定める場合を除きます。)からの着信(着信者識別符号(メニュー2に係るIP通信網契約者を識別するための英字及び数字等の組合せであって、当社が別に定めるところにより割り当てるものをいいます。以下同じとします。)を利用したものとします。)により、メニュー2-2-1のグレード2のものに係る通信は、契約者回線等(メニュー1及びメニュー5に係るもの(通信の付加サービスであるIPv6通信等を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。)に限ります。)からの着信(着信者識別符号を利用したものとします。)により、メニュー2-2-2のものに係る通信は、契約者回線等(メニュー1及びメニュー5に係るもの(通信の付加サービスであるIPv6通信等を利用している場合及び当社が別に定める場合を除きます。))からの着信(着信者識別符号を利用したものとします。)により、行うことができます。</p> <p>(ケ) ～ (略)</p> <p>(ス) ウ 削除</p> <p>エ 削除</p>
品目	内 容								
1Mb/s (フレッツ・ADSLエントリー)	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大1Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512kbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの								
1.5Mb/s (フレッツ・ADSL 1.5Mタイプ)	収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大1.536Mbit/sまで、他の伝送方向については最大512kbit/sまでの伝送速度による通信が可能なもの								

新旧対照

旧		新	
8Mb/s (フレッツ・ ADSL 8 Mタイプ)	収容 I P 通信網サービス取扱所から、 契約者回線等の終端への伝送方向につ いては最大概ね 8Mbit/s まで、他の伝 送方向については最大概ね 1Mbit/s ま での伝送速度による通信が可能なもの		
12Mb/s (フレッツ・ ADSL モ ア)	収容 I P 通信網サービス取扱所から、 契約者回線等の終端への伝送方向につ いては最大概ね 12Mbit/s まで、他の伝 送方向については最大概ね 1Mbit/s ま での伝送速度による通信が可能なもの		
40Mb/s (フレッツ・ ADSL モ アII)	収容 I P 通信網サービス取扱所から、 契約者回線等の終端への伝送方向につ いては最大概ね 40Mbit/s まで、他の伝 送方向については最大概ね 1Mbit/s ま での伝送速度による通信が可能なもの		
47Mb/s (フレッツ・ ADSL モ アIII)	収容 I P 通信網サービス取扱所から、 契約者回線等の終端への伝送方向につ いては最大概ね 47Mbit/s まで、他の伝 送方向については最大概ね 5Mbit/s ま での伝送速度による通信が可能なもの		
備考			
<p>1 1 Mb/s のものは、その契約者回線等の終端のあ る場所が専ら居住の用に供される場所であると 当社が認定する場合であって、その I P 通信網契 約者の名義が個人であるもの（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する社会福祉事 業又はこれに準ずる事業を行うため、老人又は身 体障がい者の専ら居住の用に供される場所を契 約者回線等の終端とするものにあつては、その I P 通信網契約者の名義が個人以外のものを含み ます。）に限り提供します。</p> <p>2 I P 通信網契約者は、その I P 通信網契約につ いて、品目の変更の請求を行うことはできませ ん。</p>			
(ウ) メニュー 4 には、次表のとおり通信又は保守の態 様による細目があります。			

新旧対照

旧		新							
<p>A 通信の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>同時に通信が可能な着信先の数 (当社が別に定めるものを除きま す。以下この表において同じとし ます。)が2までのもの</td> </tr> <tr> <td>プラン2 (ビジネスタイプ)</td> <td>同時に通信が可能な着信先の数 が4までのもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 プラン2のものは、40Mb/sの品目のもの又は 47Mb/sの品目のものであって、タイプ2のもの に限り提供します。</p> <p>2 IP通信網契約者は、そのIP通信網契約に ついて、過去の態様による細目の変更の請求を 行うことはできません。</p>		区 別	内 容	プラン1	同時に通信が可能な着信先の数 (当社が別に定めるものを除きま す。以下この表において同じとし ます。)が2までのもの	プラン2 (ビジネスタイプ)	同時に通信が可能な着信先の数 が4までのもの		
区 別	内 容								
プラン1	同時に通信が可能な着信先の数 (当社が別に定めるものを除きま す。以下この表において同じとし ます。)が2までのもの								
プラン2 (ビジネスタイプ)	同時に通信が可能な着信先の数 が4までのもの								
<p>B 保守の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>午前9時から午後5時までの時間帯以外 の時刻に、そのIP通信網契約に係る修 理又は復旧の請求を受け付けたときに、 午前9時から午後5時までの時間帯(そ の受け付けた時刻以後の直近のものとし ます。)においてその修理又は復旧を行う もの</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>タイプ1以外のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 タイプ2のものは、契約者回線型サービス(1 Mb/sの品目のものを除きます。)に限り提供し ます。</p> <p>2 IP通信網契約者は、そのIP通信網契約に ついて、同一月において複数回の保守の態様 による細目の変更(その細目の変更と同時に品目 の変更を行う場合を除きます。)の請求を行うこ とはできません。</p>		区 別	内 容	タイプ1	午前9時から午後5時までの時間帯以外 の時刻に、そのIP通信網契約に係る修 理又は復旧の請求を受け付けたときに、 午前9時から午後5時までの時間帯(そ の受け付けた時刻以後の直近のものとし ます。)においてその修理又は復旧を行う もの	タイプ2	タイプ1以外のもの		
区 別	内 容								
タイプ1	午前9時から午後5時までの時間帯以外 の時刻に、そのIP通信網契約に係る修 理又は復旧の請求を受け付けたときに、 午前9時から午後5時までの時間帯(そ の受け付けた時刻以後の直近のものとし ます。)においてその修理又は復旧を行う もの								
タイプ2	タイプ1以外のもの								

新旧対照

旧	新
<p>(エ) <u>メニュー4に係る通信は、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー2、メニュー4、メニュー5若しくはメニュー6に係る契約者回線等（当社が別に定める場合を除きます。）との間において行うことができます。</u></p> <p>オ メニュー5 （取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供するものであって、メニュー2、<u>メニュー4</u>又はメニュー6以外のもの又は利用回線（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される契約者回線に限ります。）を使用して提供するもの） (ア) ～（略） (ク) (ケ)メニュー5（メニュー5-4のものを除きます。）に係る通信は、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー2、<u>メニュー4</u>、メニュー5若しくはメニュー6に係る契約者回線等（当社が別に定める場合を除きます。）との間において行うことができます。</p> <p>カ ～（略）</p> <p>キ</p> <p>ク メニュー8 [フレッツ・VPN ワイド] （あらかじめ指定した利用回線（IP通信網サービスに係るものに限ります。）、契約者回線又は回線収容部からなるグループ内の任意の契約者回線等相互間の通信が利用可能なもの） (ア) ～（略） (ト) (ナ) 利用回線型サービスに係るIP通信網契約者は、その利用回線について、メニュー1、<u>メニュー4</u>及びメニュー5における提供の形態による細目がⅡ-1型のもの相互間の変更を行うことはできません。</p>	<p>オ メニュー5 （取扱所交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して提供するものであって、メニュー2又はメニュー6以外のもの又は利用回線（光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される契約者回線に限ります。）を使用して提供するもの） (ア) ～（略） (ク) (ケ)メニュー5（メニュー5-4のものを除きます。）に係る通信は、IP通信網契約者が通信の都度指定する協定事業者に係る相互接続点又はメニュー2、メニュー5若しくはメニュー6に係る契約者回線等（当社が別に定める場合を除きます。）との間において行うことができます。</p> <p>カ ～（略）</p> <p>キ</p> <p>ク メニュー8 [フレッツ・VPN ワイド] （あらかじめ指定した利用回線（IP通信網サービスに係るものに限ります。）、契約者回線又は回線収容部からなるグループ内の任意の契約者回線等相互間の通信が利用可能なもの） (ア) ～（略） (ト) (ナ) 利用回線型サービスに係るIP通信網契約者は、その利用回線について、メニュー1及びメニュー5における提供の形態による細目がⅡ-1型のもの相互間の変更を行うことはできません。</p>

新旧対照

旧		新	
(3) ～ (略) (15)		(3) ～ (略) (15)	
(16) 屋内配線利用料の適用	<p>屋内配線利用料は、次の配線ごとに適用します。</p> <p>ア 契約者回線等の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄について同じとします。）までの配線</p> <p>イ 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線</p> <p><u>ただし、その屋内配線について、電話サービスに係る屋内配線使用料の適用を受けている場合は、2-4-2(3)の規定にかかわらず、その料金額は適用しません。</u></p>	(16) 屋内配線利用料の適用	<p>屋内配線利用料は、次の配線ごとに適用します。</p> <p>ア 契約者回線等の終端からジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。以下この欄について同じとします。）までの配線</p> <p>イ 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線</p>
(17) ～ (略) (22)		(17) ～ (略) (22)	

2 料金額

2-1

～ (略)

2-3

2-4 メニュー4に関する利用料金

2-4-1 利用料

(1) タイプ1のもの

2 料金額

2-1

～ (略)

2-3

2-4 削除

1 契約者回線又は1利用回線ごとに月額

区 分	料 金 額
利用回線型サービスに係るもの	1 Mb/sのもの (税込価格 1,760円)
	1.5Mb/sのもの (税込価格 2,860円)
	8Mb/sのもの (税込価格 2,915円)
	12Mb/sのもの (税込価格 2,970円)
	40Mb/sのもの (税込価格 3,025円)

新旧対照

旧	新
---	---

	47Mb/sのもの	2,800円 (税込価格 3,080円)
契約者回線型サービスに係るもの	1 Mb/sのもの	2,950円 (税込価格 3,245円)
	1.5Mb/sのもの	4,550円 (税込価格 5,005円)
	8 Mb/sのもの	4,750円 (税込価格 5,225円)
	12Mb/sのもの	4,850円 (税込価格 5,335円)
	40Mb/sのもの	4,950円 (税込価格 5,445円)
	47Mb/sのもの	5,050円 (税込価格 5,555円)

(2) タイプ2のもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分		料 金 額	
契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	7,050円 (税込価格 7,755円)	
	8 Mb/sのもの	7,250円 (税込価格 7,975円)	
	12Mb/sのもの	7,350円 (税込価格 8,085円)	
	40Mb/sのもの	プラン1のもの	7,450円 (税込価格 8,195円)
		プラン2のもの	11,000円 (税込価格 12,100円)
	47Mb/sのもの	プラン1のもの	7,550円 (税込価格 8,305円)
		プラン2のもの	11,000円 (税込価格 12,100円)

新旧対照

旧	新
---	---

2-4-2 加算額

- (1) 削除
 (2) その契約者回線が異経路によるものであるとき。

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
契約者回線型サービスに係るもの	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。	

- (3) 端末設備に係るもの
 ア 当社が提供する配線設備を利用しているとき。

屋内配線利用料 1 配線ごとに月額

料 金 種 別	料 金 額
配線	60円(税込価格 66円)

- イ 当社が提供する宅内機器を利用しているとき。
 (ア) 基本料

機器利用料 1 装置ごとに月額

料 金 種 別		料 金 額
回線接続装置	変復調装置 (ADSLモデム)	1 Mb/s用のもの、1.5Mb/s用のもの、8 Mb/s用のもの又は12Mb/s用のもの
		440円 (税込価格 484円)
		40Mb/s用のもの又は47Mb/s用のもの
		490円 (税込価格 539円)
	帯域分離多重装置 (スプリッタ)	50円 (税込価格 55円)
変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置 (ADSLモデム内蔵 I P 電話ルータ)	1 Mb/s用のもの、1.5Mb/s用のもの、8 Mb/s用のもの又は12Mb/s用のもの	440円 (税込価格 484円)
	40Mb/s用のもの又は47Mb/s用のもの	490円 (税込価格 539円)
	ルータ機能付 I P 電話対応装置 (I P 電話ルータ)	380円 (税込価格 418円)

新旧対照

旧	新
---	---

簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置 (I P 電話アダプタ)		380円 (税込価格 418円)
無線 LAN 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置(A)	基本装置	900円 (税込価格 990円)
DSL モデム内蔵 I P 電話ルータ無線 LAN セット)	増設装置	300円 (税込価格 330円)
VPN 対応ルータ装置	エントリータイプ (接続されることとなる自営端末設備数が概ね30台程度のもの)	2,500円 (税込価格 2,750円)
	スタンダードタイプ (接続されることとなる自営端末設備数が概ね100台程度のもの)	5,000円 (税込価格 5,500円)
備考		
<p>1 帯域分離多重装置は、利用回線型サービスに係る利用回線に限り提供します。</p> <p>2 変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置、ルータ機能付 I P 電話対応装置、簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置及び無線 LAN 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置については、当社が別に定める電気通信事業者が提供する I P 電話サービスの利用が可能なものとします。</p> <p>3 当社は、無線 LAN 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置については、基本装置を利用する I P 通信網契約者に限り増設装置 (当社が別に定める数までとします。) を提供します。</p> <p>4 無線 LAN 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置を用いた通信については、その一部区間において無線方式 (当社が別に定めるものとします。) により符号伝送を行うものであり、当社が別に定める範囲において利用することができます。</p>		

(イ) タイプ2のものに係る加算料

機器利用料	1 契約者回線ごとに月額
区 分	料 金 額
契約者回線型サービス	500円(税込価格 550円)

2-5
~ (略)
2-8

2-5
~ (略)
2-8

新旧対照

旧					新				
2-9 付加機能利用料 (1) (2)及び(3)以外のもの					2-9 付加機能利用料 (1) (2)及び(3)以外のもの				
区 分			単 位	料金額 (月額)	区 分			単 位	料金額 (月額)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(同時通信可能着信先数追加機能) (フレッツ・セッションプラス)	メニュー4又はメニュー5 (メニュー5の10Gb/sのもの を除きます。)に係る契約 者回線等について、同時に 通信が可能な着信先(当社 が別に定めるものを除きま す。以下この欄において同 じとします。)の数を当社が 別に定める数まで追加す ることを可能とする機能	(略)	(略)	(略)	(同時通信可能着信先数追加機能) (フレッツ・セッションプラス)	メニュー5 (メニュー5の 10Gb/s のものを除きます。) に係る契約者回線等につい て、同時に通信が可能な着信 先(当社が別に定めるものを 除きます。以下この欄におい て同じとします。)の数を当 社が別に定める数まで追加 することを可能とする機能	(略)	(略)	(略)
	備考	1 ~ (略) 4				備考	1 ~ (略) 4		
(発信者番号通知機能) (フレッツナンバー通知機能)	この機能を利用するメニュー4に係る契約者 回線等から行う通信(当社が別に定める通信 を除きます。)について、その契約者回線等に 係る契約者回線等番号を着信者の契約者回線 等又は相互接続点へ通知することを可能とす る機能		二	二	(発信者番号通知機能) (フレッツナンバー通知機能)				
	備考	1 この機能を利用するIP通信網契約者が、当社が別に定めるところ により発信者番号通知を拒むときは、その契約者回線等の契約者回線 等番号を着信者の契約者回線等又は相互接続点へ通知しません。 2 当社は、契約者回線等番号を着信者の契約者回線等又は相互接続点 へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この 約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責 任を負います。							

新旧対照

旧					新						
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(2) 都度意思表示を行うことにより利用するもの					(2) 都度意思表示を行うことにより利用するもの						
		区 分	単 位	料金額(月額)			区 分	単 位	料金額(月額)		
セッション解除機能	I P通信網契約の契約者回線（メニュー2に係るものに限り、メニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るものに限り、メニュー5に係るものに限り、メニュー5に係るもの）との間の通信について、その契約者回線に係るI P通信網契約者からの申出により、その通信に係るセッションを解除する機能			—	—	セッション解除機能	I P通信網契約の契約者回線（メニュー2に係るものに限り、メニュー1又はメニュー5に係るものに限り、メニュー5に係るもの）との間の通信について、その契約者回線に係るI P通信網契約者からの申出により、その通信に係るセッションを解除する機能			—	—
	備考	(略)									
(3) 契約者回線等番号受信機能に係るもの (略)					(3) 契約者回線等番号受信機能に係るもの (略)						

新旧対照

旧		新	
第2表 工事に関する費用 第1 削除 第2 工事費 1 適用		第2表 工事に関する費用 第1 削除 第2 工事費 1 適用	
区分	内 容	区分	内 容
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費、 <u>回線調整工事費、契約者回線等変更工事費、時刻指定工事費、工事の着手等に関する工事費及び契約申込の承諾の日等を行う工事費を合計して算定します。</u>	(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費、時刻指定工事費、工事の着手等に関する工事費及び契約申込の承諾の日等を行う工事費を合計して算定します。
(2) 基本工事費の適用	ア 基本工事費について、 <u>契約者回線等変更工事、回線調整（保安器の変更（契約者回線等の終端に設置される保安器を変更することをいいます。以下同じとします。）に係るものに限ります。）、回線終端装置工事、配線工事（配線経路構築及び配線保護の工事は含みません。）、機器工事に関する工事費及び工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）の額の合計額が 29,000 円（税込価格 31,900 円）までの場合は基本額のみを適用し、29,000 円（税込価格 31,900 円）を超える場合は 29,000 円（税込価格 31,900 円）までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</u> イ <u>基本工事費について、回線調整を行う場合（保安器の変更のみを行う場合を除きます。）は基本額に回線調整に関する加算額を加算して適用します。</u> ウ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、 <u>基本工事費（回線調整に関する加算額を除きます。以下この欄において同じとします。）を適用します。</u> この場合においてそれらの工事に係る基本工事費の額が異なるときは、基本工事費の額が大きいものを適用します。 エ 1の工事とみなす2以上の工事について、それぞれ基本工事費の額が異なる場合、基本工事費の額が大きいものを適用します。	(2) 基本工事費の適用	ア 基本工事費について、回線終端装置工事、配線工事（配線経路構築及び配線保護の工事は含みません。）、機器工事に関する工事費及び工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）の額の合計額が 29,000 円（税込価格 31,900 円）までの場合は基本額のみを適用し、29,000 円（税込価格 31,900 円）を超える場合は 29,000 円（税込価格 31,900 円）までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ 削除 ウ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。この場合においてそれらの工事に係る基本工事費の額が異なるときは、基本工事費の額が大きいものを適用します。 エ 1の工事とみなす2以上の工事について、それぞれ基本工事費の額が異なる場合、基本工事費の額が大きいものを適用します。
(3) 交換機等工事費、回線収容部工事費、 <u>契約者回線等変更工事費、回線調整工事費、回線終端装置工事</u>	交換機等工事費、回線収容部工事費、 <u>契約者回線等変更工事費、回線調整工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費</u> は、次の場合に適用します。	(3) 交換機等工事費、回線収容部工事費、 <u>回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費</u> は、次の場合に適用します。	交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費は、次の場合に適用します。

新旧対照

旧		新																									
費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費の適用	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ 回線収容部工事費</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ウ 契約者回線等変更工事費</td> <td>メニュー4に係る契約者回線等の設置に伴い、当社が別に定めるところにより契約者回線等に係る設備を変更する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>エ 回線調整工事費</td> <td>メニュー4に係る契約者回線等について、当社が別に定めるところにより回線調整(回線収容替え(ウの場合を除きます)、ブリッジタップはずし(契約者回線等に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下同じとします。))又は保安器の変更等を行うことをいいます。以下同じとします。を行った場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>オ～ケ</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	(略)	イ 回線収容部工事費	(略)	ウ 契約者回線等変更工事費	メニュー4に係る契約者回線等の設置に伴い、当社が別に定めるところにより契約者回線等に係る設備を変更する工事を要する場合に適用します。	エ 回線調整工事費	メニュー4に係る契約者回線等について、当社が別に定めるところにより回線調整(回線収容替え(ウの場合を除きます)、ブリッジタップはずし(契約者回線等に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下同じとします。))又は保安器の変更等を行うことをいいます。以下同じとします。を行った場合に適用します。	オ～ケ	(略)	築工事費及び配線保護工事費の適用	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ 回線収容部工事費</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ウ 削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>エ 削除</td> <td>削除</td> </tr> <tr> <td>オ～ケ</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	(略)	イ 回線収容部工事費	(略)	ウ 削除	削除	エ 削除	削除	オ～ケ	(略)
	区 分	交換機等工事費等の適用																									
	ア 交換機等工事費	(略)																									
	イ 回線収容部工事費	(略)																									
	ウ 契約者回線等変更工事費	メニュー4に係る契約者回線等の設置に伴い、当社が別に定めるところにより契約者回線等に係る設備を変更する工事を要する場合に適用します。																									
エ 回線調整工事費	メニュー4に係る契約者回線等について、当社が別に定めるところにより回線調整(回線収容替え(ウの場合を除きます)、ブリッジタップはずし(契約者回線等に係る伝送路設備が分岐している状態を、分岐していない状態にすることをいいます。以下同じとします。))又は保安器の変更等を行うことをいいます。以下同じとします。を行った場合に適用します。																										
オ～ケ	(略)																										
区 分	交換機等工事費等の適用																										
ア 交換機等工事費	(略)																										
イ 回線収容部工事費	(略)																										
ウ 削除	削除																										
エ 削除	削除																										
オ～ケ	(略)																										
(4)～(略)(12)		(4)～(略)(12)																									

新旧対照

旧	新
---	---

2 工事費の額

- 2-1 (略)
- 2-2 (略)
- 2-3 (略)
- 2-4 メニュー4に関するもの

(1) 契約者回線等の変更、回線調整、端末設備の設置若しくは移転、回線相互接続に関する工事、付加機能の利用の開始又はその他契約内容の変更に関する工事

2 工事費の額

- 2-1 (略)
- 2-2 (略)
- 2-3 (略)
- 2-4 削除

区 分		単 位	工事費の額	
ア 基本 工事費	(ア) (イ)以外の場合	1の工事ごとに 基本額	4,500円 (税込価格 4,950円)	
		加算額	3,500円 (税込価格 3,850円)	
		回線調整に関する 加算額	6,900円 (税込価格 7,590円)	
	(イ) 交換機等工事のみの場 合	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
イ 交換 機等工 事費	(ア) (イ) ① ②以外の場合 及び(ウ)以 外の工事	1契約者回線等ご とに	1,200円 (税込価格 1,320円)	
		② 利用回線型 サービスに係 るもの	1契約者回線等ご とに	2,050円 (税込価格 2,255円)
	(イ) 同時通信可能着信先数 追加機能に関する工事の場 合	1契約者回線等ご とに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
	(ウ) 発信者番号通知機能に 関する工事の場合 ((ア)の工 事と同時に施工する場合を 除きます。)	1契約者回線等ご とに	1,000円 (税込価格 1,100円)	
ウ 契約者回線等変更工事費	1の工事ごとに	4,600円 (税込価格 5,060円)		
エ 回線 調整工 事費	(ア) 回線収容替えを行う場 合	1の工事ごとに	9,600円 (税込価格 10,560円)	
	(イ) ブリッジタップはずし	1の工事ごとに	10,800円	

新旧対照

旧			新
	を行う場合		(税込価格 11,880円)
	(ウ) 保安器の変更を行う場合	1の工事ごとに	2,800円 (税込価格 3,080円)
オ 屋内配線工事費	(ア) 既設配線を利用しない場合	1配線ごとに	4,800円 (税込価格 5,280円)
	(イ) 既設配線を利用する場合	1配線ごとに	2,400円 (税込価格 2,640円)
カ 機器工事費	回線接続装置	1装置ごとに	別に算定する実費
備考			
1 当社は、回線調整（保安器の変更を除きます。）の結果を、そのIP通信網契約者に通知します。			
2 当社は、回線調整について、その実施によりDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。			
3 回線調整の結果、契約者回線等の通信の状態に全く改善が見られなかった場合、基本工事費及び回線調整工事費は適用しません（保安器の変更に係るものを除きます。）。			
(2) 利用の一時中断に関する工事			
	区 分	単 位	工事費の額
ア 利用の一時中断の工事	(ア) 基本工事費	1の工事ごとに	1,000円 (税込価格 1,100円)
	(イ) 交換機等工事費	① ②及び③以外の場合	1契約者回線等ごとに 1,000円 (税込価格 1,100円)
		② 同時通信可能着信先数追加機能に関する工事の場合	1契約者回線等ごとに 1,000円 (税込価格 1,100円)
		③ 発信者番号通知機能に関する工事の場合	1契約者回線等ごとに 1,000円 (税込価格 1,100円)
イ 再利用の工事			(1)の工事費の額と同額

新旧対照

旧	新																		
<p>第3 線路設置費</p> <p>1 適用 (略)</p> <p>2 線路設置費の額</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">線路設置費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー2に係るもの (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>メニュー4に係るもの</td> <td style="text-align: right;">別に算定する実費</td> </tr> <tr> <td>メニュー5に係るもの</td> <td style="text-align: right;">別に算定する実費</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	線路設置費の額	メニュー2に係るもの (略)	(略)	メニュー4に係るもの	別に算定する実費	メニュー5に係るもの	別に算定する実費	備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。		<p>第3 線路設置費</p> <p>1 適用 (略)</p> <p>2 線路設置費の額</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">線路設置費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー2に係るもの (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>メニュー5に係るもの</td> <td style="text-align: right;">別に算定する実費</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	線路設置費の額	メニュー2に係るもの (略)	(略)	メニュー5に係るもの	別に算定する実費	備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。	
区 分	線路設置費の額																		
メニュー2に係るもの (略)	(略)																		
メニュー4に係るもの	別に算定する実費																		
メニュー5に係るもの	別に算定する実費																		
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。																			
区 分	線路設置費の額																		
メニュー2に係るもの (略)	(略)																		
メニュー5に係るもの	別に算定する実費																		
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する I P 通信網サービス取扱所において閲覧に供します。																			

料金表別表1 削除

料金表別表2 学校に限定した利用料金及び工事費の割引の適用

1 当社は、I P 通信網契約者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、大学、幼稚園若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所（以下「学校」といいます。）の設置者である I P 通信網契約者に限ります。）から、その I P 通信網契約に係る契約者回線等（メニュー4（1 Mb/s の品目のもの及びタイプ2 のものを除きます。）又はメニュー5（メニュー5-1 における品目が200 Mb/s のもの及び1 Gb/s のもの（プラン3-1 及びプラン4 に係るものを除きます。以下この表において同じとします。）に限ります。）に係るものであって、その終端が学校の構内又は建物内に終端するもの（メニュー4 に係る契約者回線等については、その終端の場所において、当社がメニュー5 に係る I P 通信網サービスを提供することが可能な場合を除くものに限ります。）に限ります。）について、学校に限定した利用料金の割引（以下この表において「学校限定割引」といいます。）の申出があった場合には、その利用料金（利用料（基本料に係る部分に限ります。）、屋内配線利用料及び機器利用料（メニュー4 に関する回線接続装置のうち、変復調装置、帯域分離多重装置及び変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置に係るものに限ります。））に限り、以下この表において同じとします。）については、それぞれ第1表第1類第1（臨時 I P 通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2-4（メニュー4 に関する利用料金）又は2-5（メニュー5 に関する利用料金）に規定する額に代えて、割引後の利用料金として契約者回線等1回線ごとに次表の(1)又は(2)の額を適用します。

この場合において、メニュー4 又はメニュー5（メニュー5-1 における100 Mb/s のものに限り、メニュー5（メニュー5-1 における品目が200 Mb/s のもの及び1 Gb/s のもの（プラン3-1 及びプラン4 に係るものを除きます。以下この表において同じとします。）に限ります。）に係るものであって、その終端が学校の構内又は建物内に終端するもの（メニュー4 に係る契約者回線等については、その終端の場所において、当社がメニュー5 に係る I P 通信網サービスを提供することが可能な場合を除くものに限ります。）に限ります。）については、学校に限定した利用料金の割引（以下この表において「学校限定割引」といいます。）の申出があった場合には、その利用料金（利用料（基本料に係る部分に限ります。）、屋内配線利用料及び機器利用料（メニュー4 に関する回線接続装置のうち、変復調装置、帯域分離多重装置及び変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置に係るものに限ります。））に限り、以下この表において同じとします。）については、それぞれ第1表第1類第1（臨時 I P 通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2-4（メニュー4 に関する利用料金）又は2-5（メニュー5 に関する利用料金）に規定する額に代えて、割引後の利用料金として契約者回線等1回線ごとに次表の(1)又は(2)の額を適用します。

料金表別表1 削除

料金表別表2 学校に限定した利用料金及び工事費の割引の適用

1 当社は、I P 通信網契約者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、大学、幼稚園若しくはこれらに相当する学校として当社が別に定める学校又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所（以下「学校」といいます。）の設置者である I P 通信網契約者に限ります。）から、その I P 通信網契約に係る契約者回線等（メニュー5（メニュー5-1 における品目が200 Mb/s のもの及び1 Gb/s のもの（プラン3-1 及びプラン4 に係るものを除きます。以下この表において同じとします。）に限ります。）に係るものであって、その終端が学校の構内又は建物内に終端するものについて、学校に限定した利用料金の割引（以下この表において「学校限定割引」といいます。）の申出があった場合には、その利用料金（利用料（基本料に係る部分に限ります。以下この表において同じとします。）については、第1表第1類第1（臨時 I P 通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2-5（メニュー5 に関する利用料金）に規定する額に代えて、割引後の利用料金として契約者回線等1回線ごとに次表の(2)の額を適用します。

この場合において、メニュー5（メニュー5-1 における100 Mb/s のものに限り、メニュー5（メニュー5-1 における品目が200 Mb/s のもの及び1 Gb/s のもの（プラン3-1 及びプラン4 に係るものを除きます。以下この表において同じとします。）に限ります。）に係るものであって、その終端が学校の構内又は建物内に終端するもの（メニュー4 に係る契約者回線等については、その終端の場所において、当社がメニュー5 の提供の形態による細目がⅡ-1 型のものに係る I P 通信網サービスの提供を行うことが可能になった日を含む年度（4月1日から翌年の3月31日までの間をいいます。以下同じとします。）の翌々年度の末日までの間とします

新旧対照

旧	新																																												
<p>IP通信網サービスの提供を行うことが可能になった日を含む年度（4月1日から翌年の3月31日までの間をいいます。以下同じとします。）の翌々年度の末日までの間とします。</p> <p>(1) メニュー4に関する利用料金</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 利用料</p> <p style="margin-left: 40px;">1 契約者回線又は1利用回線ごとに月額</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">区 分</th> <th style="width:15%;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">利用回線型サービスに係るもの</td> <td>1.5Mb/sのもの</td> <td>2,030円(税込価格 2,233円)</td> </tr> <tr> <td>8Mb/sのもの</td> <td>2,080円(税込価格 2,288円)</td> </tr> <tr> <td>12Mb/sのもの</td> <td>2,130円(税込価格 2,343円)</td> </tr> <tr> <td>40Mb/sのもの</td> <td>2,180円(税込価格 2,398円)</td> </tr> <tr> <td>47Mb/sのもの</td> <td>2,230円(税込価格 2,453円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">契約者回線型サービスに係るもの</td> <td>1.5Mb/sのもの</td> <td>2,850円(税込価格 3,135円)</td> </tr> <tr> <td>8Mb/sのもの</td> <td>2,950円(税込価格 3,245円)</td> </tr> <tr> <td>12Mb/sのもの</td> <td>3,050円(税込価格 3,355円)</td> </tr> <tr> <td>40Mb/sのもの</td> <td>3,100円(税込価格 3,410円)</td> </tr> <tr> <td>47Mb/sのもの</td> <td>3,200円(税込価格 3,520円)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">イ 加算額</p> <p style="margin-left: 40px;">(ア) 屋内配線利用料</p> <p style="margin-left: 40px;">1 配線ごとに月額</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">区 分</th> <th style="width:15%;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配線</td> <td>30円(税込価格 33円)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">(イ) 機器利用料</p> <p style="margin-left: 40px;">1 装置ごとに月額</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">料 金 種 別</th> <th style="width:10%;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">回線接続装置</td> <td>変復調装置(DSLモデム)</td> <td>1.5Mb/s用のもの、 8Mb/s用のもの又は12Mb/s用のもの</td> <td>220円(税込価格 242円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40Mb/s用のもの又は47Mb/s用のもの</td> <td>270円(税込価格 297円)</td> </tr> <tr> <td>帯域分離多重装置(スプリッタ)</td> <td>20円(税込価格 22円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置 (ADSLモデム内)</td> <td>1.5Mb/s用のもの、 8Mb/s用のもの又は12Mb/s用のもの</td> <td>220円(税込価格 242円)</td> </tr> <tr> <td>40Mb/s用のもの又は47Mb/s用のもの</td> <td>270円(税込価格 297円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料 金 額	利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	2,030円(税込価格 2,233円)	8Mb/sのもの	2,080円(税込価格 2,288円)	12Mb/sのもの	2,130円(税込価格 2,343円)	40Mb/sのもの	2,180円(税込価格 2,398円)	47Mb/sのもの	2,230円(税込価格 2,453円)	契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	2,850円(税込価格 3,135円)	8Mb/sのもの	2,950円(税込価格 3,245円)	12Mb/sのもの	3,050円(税込価格 3,355円)	40Mb/sのもの	3,100円(税込価格 3,410円)	47Mb/sのもの	3,200円(税込価格 3,520円)	区 分	料 金 額	配線	30円(税込価格 33円)	料 金 種 別	料 金 額	回線接続装置	変復調装置(DSLモデム)	1.5Mb/s用のもの、 8Mb/s用のもの又は12Mb/s用のもの	220円(税込価格 242円)		40Mb/s用のもの又は47Mb/s用のもの	270円(税込価格 297円)	帯域分離多重装置(スプリッタ)	20円(税込価格 22円)	変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置 (ADSLモデム内)	1.5Mb/s用のもの、 8Mb/s用のもの又は12Mb/s用のもの	220円(税込価格 242円)	40Mb/s用のもの又は47Mb/s用のもの	270円(税込価格 297円)	<p>(1) 削除</p>
区 分	料 金 額																																												
利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	2,030円(税込価格 2,233円)																																											
	8Mb/sのもの	2,080円(税込価格 2,288円)																																											
	12Mb/sのもの	2,130円(税込価格 2,343円)																																											
	40Mb/sのもの	2,180円(税込価格 2,398円)																																											
	47Mb/sのもの	2,230円(税込価格 2,453円)																																											
契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	2,850円(税込価格 3,135円)																																											
	8Mb/sのもの	2,950円(税込価格 3,245円)																																											
	12Mb/sのもの	3,050円(税込価格 3,355円)																																											
	40Mb/sのもの	3,100円(税込価格 3,410円)																																											
	47Mb/sのもの	3,200円(税込価格 3,520円)																																											
区 分	料 金 額																																												
配線	30円(税込価格 33円)																																												
料 金 種 別	料 金 額																																												
回線接続装置	変復調装置(DSLモデム)	1.5Mb/s用のもの、 8Mb/s用のもの又は12Mb/s用のもの	220円(税込価格 242円)																																										
		40Mb/s用のもの又は47Mb/s用のもの	270円(税込価格 297円)																																										
	帯域分離多重装置(スプリッタ)	20円(税込価格 22円)																																											
変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置 (ADSLモデム内)	1.5Mb/s用のもの、 8Mb/s用のもの又は12Mb/s用のもの	220円(税込価格 242円)																																											
	40Mb/s用のもの又は47Mb/s用のもの	270円(税込価格 297円)																																											

新旧対照

旧	新
<p>蔵 I P 電話ルータ) は47Mb/s用のもの</p> <p>(2) メニュー 5 に関する利用料金 利用料 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、メニュー 4 に係る I P 通信網契約者 (学校限定割引を適用されている者を含みます。) から、その I P 通信網契約の解除と同時に、メニュー 5-1 の提供の形態による細目が II-1 型のものに係る I P 通信網サービスの申込み (その契約者回線の終端の場所が解除された I P 通信網契約のものと同ーの場合であって、その申込みと同時に学校限定割引の申出があるものに限ります。) があり、当社がその申込みを承諾した場合は、その契約者回線の設置に係る基本工事費 (基本額の部分に限ります)、交換機等工事費及び回線終端装置工事費については適用しませぬ。</p> <p>4 ~ (略)</p> <p>5</p>	<p>(2) メニュー 5 に関する利用料金 利用料 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 削除</p> <p>4 ~ (略)</p> <p>5</p>
<p>附 則 (平成13年 1 月30日東企営第00-185号) (実施期日)</p> <p>第 1 条 この改正規定は、平成13年 2 月 1 日から実施します。 ただし、この改正規定中、メニュー 1 に関する利用料金に関する部分については平成13年 3 月 1 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>第 2 条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により回線終端装置を設置しているメニュー 4 に係る契約者回線等については、この改正規定実施の日に、改正後の規定による回線接続装置を設置している契約者回線等に移行したものとみなします。</p> <p>第 3 条 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	<p>附 則 (平成13年 1 月30日東企営第00-185号) (実施期日)</p> <p>第 1 条 この改正規定は、平成13年 2 月 1 日から実施します。 ただし、この改正規定中、メニュー 1 に関する利用料金に関する部分については平成13年 3 月 1 日から実施します。 (経過措置)</p> <p>第 2 条 削除</p> <p>第 3 条 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかつた電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>
<p>附 則 (平成13年 6 月28日東企営第01-44号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成13年 8 月 1 日から実施します。 ただし、メニュー 1 に関する利用料金及びメニュー 4 に関する利用料金に関する部分については、平成13年 7 月16日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 ~ (略)</p> <p>4</p>	<p>附 則 (平成13年 6 月28日東企営第01-44号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成13年 8 月 1 日から実施します。 ただし、メニュー 1 に関する利用料金に関する部分については、平成13年 7 月16日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 ~ (略)</p> <p>4</p>

新旧対照

旧	新												
<p>附 則（平成13年10月25日東企第01-113号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成13年12月1日から実施します。 <u>ただし、メニュー4における8Mb/sの品目に関する部分については、平成13年12月25日から実施します。</u> （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と右欄の契約を締結したものとみなします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">メニュー4のものに係るIP通信網契約</td> <td style="width: 50%;">メニュー4のものにおける1.5Mb/sの品目 のものに係るIP通信網契約</td> </tr> <tr> <td>メニュー5-2に係るIP通信網契約</td> <td>メニュー5-2の100Mb/sのものにおける プラン1のものに係るIP通信網契約</td> </tr> </table>	メニュー4のものに係るIP通信網契約	メニュー4のものにおける1.5Mb/sの品目 のものに係るIP通信網契約	メニュー5-2に係るIP通信網契約	メニュー5-2の100Mb/sのものにおける プラン1のものに係るIP通信網契約	<p>附 則（平成13年10月25日東企第01-113号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成13年12月1日から実施します。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の契約を当社と締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ当社と右欄の契約を締結したものとみなします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">メニュー5-2に係るIP通信網 契約</td> <td style="width: 50%;">メニュー5-2の100Mb/sのものにおける プラン1のものに係るIP通信網契約</td> </tr> </table>	メニュー5-2に係るIP通信網 契約	メニュー5-2の100Mb/sのものにおける プラン1のものに係るIP通信網契約						
メニュー4のものに係るIP通信網契約	メニュー4のものにおける1.5Mb/sの品目 のものに係るIP通信網契約												
メニュー5-2に係るIP通信網契約	メニュー5-2の100Mb/sのものにおける プラン1のものに係るIP通信網契約												
メニュー5-2に係るIP通信網 契約	メニュー5-2の100Mb/sのものにおける プラン1のものに係るIP通信網契約												
<p>附 則（平成14年2月22日東企第01-169号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成14年3月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 <u>平成14年3月1日から平成14年4月30日までの間にメニュー4に係るIP通信網契約（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成14年9月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月について、料金表第1表第1類第1の2-4-1（利用料）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。</u> <u>ただし、そのIP通信網契約がこの料金額の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</u></p> <p>利用料</p> <p style="text-align: center;">1 契約者回線又は1利用回線ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">利用回線型サービスに係るもの</td> <td>1.5Mb/sのもの</td> <td style="text-align: right;">2,300円</td> </tr> <tr> <td>8Mb/sのもの</td> <td style="text-align: right;">2,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">契約者回線型サービスに係るもの</td> <td>1.5Mb/sのもの</td> <td style="text-align: right;">3,950円</td> </tr> <tr> <td>8Mb/sのもの</td> <td style="text-align: right;">3,950円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料 金 額	利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	2,300円	8Mb/sのもの	2,300円	契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	3,950円	8Mb/sのもの	3,950円	<p>附 則（平成14年2月22日東企第01-169号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成14年3月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p>
区 分	料 金 額												
利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	2,300円											
	8Mb/sのもの	2,300円											
契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	3,950円											
	8Mb/sのもの	3,950円											

新旧対照

旧	新												
<p>附 則（平成14年8月22日東企第02-69号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成14年9月2日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 <u>この改正規定実施前に、メニュー4に係るIP通信網契約の申込み、契約者回線等の移転又は品目の変更の請求があった場合は、そのIP通信網契約の申込み、契約者回線等の移転又は品目の変更に係る料金その他の債務の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p>	<p>附 則（平成14年8月22日東企第02-69号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成14年9月2日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 <u>削除</u></p>												
<p>附 則（平成14年8月23日東企第02-71号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成14年9月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 <u>平成14年9月1日から平成14年12月31日までの間にメニュー4に係るIP通信網契約（料金表第1表第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの3料金月について、料金表第1表第1の2-4-1（利用料）に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用します。</u> <u>ただし、そのIP通信網契約がこの料金額の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</u></p> <p>利用料 1 契約者回線又は1利用回線ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">利用回線型サービスに係るもの</td> <td>1.5Mb/sのもの</td> <td style="text-align: right;">2,300円</td> </tr> <tr> <td>8Mb/sのもの</td> <td style="text-align: right;">2,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">契約者回線型サービスに係るもの</td> <td>1.5Mb/sのもの</td> <td style="text-align: right;">3,950円</td> </tr> <tr> <td>8Mb/sのもの</td> <td style="text-align: right;">3,950円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料 金 額	利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	2,300円	8Mb/sのもの	2,300円	契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	3,950円	8Mb/sのもの	3,950円	<p>附 則（平成14年8月23日東企第02-71号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成14年9月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 <u>削除</u></p>
区 分	料 金 額												
利用回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	2,300円											
	8Mb/sのもの	2,300円											
契約者回線型サービスに係るもの	1.5Mb/sのもの	3,950円											
	8Mb/sのもの	3,950円											

新旧対照

旧	新									
<p>附 則 (平成14年10月10日東企第02-104号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成14年11月8日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 平成14年11月8日から平成14年12月31日までの間にメニュー4 (12Mb/sの品目のものに限ります。)に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から3料金月について、料金表第1表第1の2-4-1 (利用料) に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用するとともに、その3料金月経過後の1料金月の利用料について、料金表第1表第1の2-4-1 (利用料) に規定する額に代えて、利用回線型サービスに係るものについては500円、契約者回線型サービスに係るものについては2,150円をそれぞれ適用します。</p> <p>3 平成14年9月10日から平成14年12月31日までの間にメニュー4の1.5Mb/s又は8Mb/sの品目のものに係るIP通信網契約の申込みがあったIP通信網契約者から平成14年9月10日から平成14年12月31日までの間に12Mb/sの品目のものへの品目の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成15年3月31日までに品目の変更があった場合は、東企第02-71号の規定の適用を受ける期間のうち、品目の変更があった日以降の期間について、料金表第1表第1の2-4-1 (利用料) に規定する額に代えて、次表に規定する料金額を適用するとともに、その3料金月経過後の1料金月 (その品目の変更があった日が、東企第02-71号第3項の規定を受ける3料金月の経過後である場合は、品目の変更があった日を含む料金月の翌料金月) について、料金表第1表第1の2-4-1 (利用料) に規定する額に代えて、利用回線型サービスに係るものについては500円、契約者回線型サービスに係るものについては2,150円をそれぞれ適用します。</p> <p>4 そのIP通信網契約が前2項に規定する料金額の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</p> <p>利用料 1 契約者回線又は1利用回線ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20%;">利用回線型サービス</td> <td style="width: 60%;">12Mb/sのもの</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">2,400円</td> </tr> <tr> <td>契約者回線型サービス</td> <td>12Mb/sのもの</td> <td style="text-align: center;">4,050円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		料 金 額	利用回線型サービス	12Mb/sのもの	2,400円	契約者回線型サービス	12Mb/sのもの	4,050円	<p>附 則 (平成14年10月10日東企第02-104号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成14年11月8日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 削除</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p>
区 分		料 金 額								
利用回線型サービス	12Mb/sのもの	2,400円								
契約者回線型サービス	12Mb/sのもの	4,050円								
<p>附 則 (平成15年1月23日東企第02-153号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成15年2月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 平成15年2月1日から平成15年4月30日 (1.5Mb/sの品目のもの及び8Mb/sの品目のものについては平成15年6月30日) までの間にメニュー4に係るIP通信網契約 (料</p>	<p>附 則 (平成15年1月23日東企第02-153号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成15年2月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p>									

新旧対照

旧	新
<p>金表第1表第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年9月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、料金表第1表第1の2-4に規定する額に代えて、サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月(1.5Mb/sの品目のもの及び8Mb/sの品目のものについては3料金月(そのサービスを開始した日を含む料金月又はこの経過措置により利用料、屋内配線利用料及び機器利用料についてそれぞれ0円が適用となる1料金月目若しくは2料金月目において12Mb/sの品目又は24Mb/sの品目のものへの変更があった場合は2料金月、3料金月目において12Mb/sの品目又は24Mb/sの品目のものへの変更があった場合は、その品目の変更があった日の前日までの間))について利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)についてそれぞれ0円を適用します。</p> <p>ただし、そのIP通信網契約者が保守の態様による細目の変更を行った場合は、変更があった日以降の期間についてこの料金額の適用を行いません。</p> <p>4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</p>	
<p>附 則 (平成15年4月8日東経企管第03-03号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成15年4月16日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 東企管第02-153号(平成15年1月23日)の附則第3項(経過措置)中「平成15年4月30日」を「平成15年4月30日(1.5Mb/sの品目のもの及び8Mb/sの品目のものについては平成15年6月30日)」に、「2料金月」を「2料金月(1.5Mb/sの品目のもの及び8Mb/sの品目のものについては3料金月(そのサービスを開始した日を含む料金月又はこの経過措置により利用料、屋内配線利用料及び機器利用料についてそれぞれ0円が適用となる1料金月目若しくは2料金月目において12Mb/sの品目のものへの変更があった場合は2料金月、3料金月目において12Mb/sの品目のものへの変更があった場合は、その品目の変更があった日の前日までの間))」に改めます。</p>	<p>附 則 (平成15年4月8日東経企管第03-03号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成15年4月16日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 削除</p>
<p>附 則 (平成15年4月25日東経企管第03-11号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成15年5月8日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 平成15年5月8日から平成15年6月30日までの間にメニュー4(12Mb/sの品目のものに限り、)に係るIP通信網契約(料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年9月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、サービスの提供を開始した日を含</p>	<p>附 則 (平成15年4月25日東経企管第03-11号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成15年5月8日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p>

新旧対照

旧	新
<p><u>む料金月の翌料金月からの2料金月について利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）についてそれぞれ0円を適用します。</u></p> <p><u>ただし、そのIP通信網契約者が保守の態様による細目の変更を行った場合は、変更があった日以降の期間についてこの料金額の適用を行いません。</u></p> <p>4 <u>そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</u></p>	
<p>附 則（平成15年6月23日東経企管第03-32号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成15年7月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 <u>平成15年7月1日から平成15年7月31日までの間にメニュー4（タイプ1のものであって24Mb/sの品目のものを除きます。）の契約者回線型サービスに係るIP通信網契約（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年9月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月について利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）についてそれぞれ0円を適用します。</u></p> <p><u>ただし、そのIP通信網契約者が保守の態様による細目の変更を行った場合は、変更があった日以降の期間についてこの料金額の適用を行いません。</u></p> <p>4 <u>平成15年7月1日から平成15年7月31日までの間にメニュー4（24Mb/sの品目のものを除きます。）の利用回線型サービスに係るIP通信網契約（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年9月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの2料金月（1.5Mb/sの品目のもの又は8Mb/sの品目のものについては3料金月（そのサービスを開始した日を含む料金月又はこの経過措置により利用料、屋内配線利用料及び機器利用料についてそれぞれ0円が適用となる1料金目若しくは2料金目において12Mb/sの品目又は24Mb/sの品目のものへの変更があった場合は2料金目、3料金目において12Mb/sの品目又は24Mb/sの品目のものへの変更があった場合は、その品目の変更があった日の前日までの間）について利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）についてそれぞれ0円を適用します。</u></p> <p>5 <u>そのIP通信網契約が前2項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の</u></p>	<p>附 則（平成15年6月23日東経企管第03-32号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成15年7月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p> <p>5 削除</p>

新旧対照

旧	新						
<p><u>1⑧の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</u></p> <p>附 則（平成15年7月9日東経企第03-43号） （実施期日）</p> <p>第1条 この改正規定は、平成15年7月10日から実施します。 ただし、メニュー5におけるタイプ2に関する部分については平成15年7月11日、メニュー4におけるタイプ2に関する部分については平成15年9月18日から実施します。</p> <p>（経過措置）</p> <p>第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>第3条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。</p> <table border="1" data-bbox="197 614 1061 735"> <tr> <td>メニュー4に係るIP通信網サービス</td> <td>メニュー4のタイプ1のものに係るIP通信網サービス</td> </tr> <tr> <td>メニュー5-1に係るIP通信網サービス</td> <td>メニュー5-1のタイプ1のものに係るIP通信網サービス</td> </tr> </table> <p>（その他）</p> <p>第4条 <u>東経企第02-153号（平成15年1月23日）の附則第3項の「ただし、そのIP通信網契約がこの料金額の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。」を削り、次のただし書きを加えます。</u> <u>「ただし、そのIP通信網契約者が保守の態様による細目の変更を行った場合は、変更があった日以降の期間についてこの料金額の適用を行いません。」</u></p> <p>2 同附則に次の1項を加える。 「4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。」</p> <p>第5条 <u>東経企第03-11号（平成15年4月25日）の附則第3項の「ただし、そのIP通信網契約がこの料金額の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。」を削り、次のただし書きを加えます。</u> <u>「ただし、そのIP通信網契約者が保守の態様による細目の変更を行った場合は、変更があった日以降の期間についてこの料金額の適用を行いません。」</u></p> <p>2 同附則に次の1項を加える。 「4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1の1の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。」</p> <p>第6条 <u>東経企第03-32号（平成15年6月23日）の附則第3項中「メニュー4」を「メニュー4（タイプ1のものに限ります。）」に改め、次のただし書きを加えます。</u> <u>「ただし、そのIP通信網契約者が保守の態様による細目の変更を行った場合は、変</u></p>	メニュー4に係るIP通信網サービス	メニュー4のタイプ1のものに係るIP通信網サービス	メニュー5-1に係るIP通信網サービス	メニュー5-1のタイプ1のものに係るIP通信網サービス	<p>附 則（平成15年7月9日東経企第03-43号） （実施期日）</p> <p>第1条 この改正規定は、平成15年7月10日から実施します。 ただし、メニュー5におけるタイプ2に関する部分については平成15年7月11日から実施します。</p> <p>（経過措置）</p> <p>第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>第3条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。</p> <table border="1" data-bbox="1171 614 2036 735"> <tr> <td>メニュー5-1に係るIP通信網サービス</td> <td>メニュー5-1のタイプ1のものに係るIP通信網サービス</td> </tr> </table> <p>（その他）</p> <p>第4条 削除</p> <p>第5条 削除</p> <p>第6条 削除</p>	メニュー5-1に係るIP通信網サービス	メニュー5-1のタイプ1のものに係るIP通信網サービス
メニュー4に係るIP通信網サービス	メニュー4のタイプ1のものに係るIP通信網サービス						
メニュー5-1に係るIP通信網サービス	メニュー5-1のタイプ1のものに係るIP通信網サービス						
メニュー5-1に係るIP通信網サービス	メニュー5-1のタイプ1のものに係るIP通信網サービス						

新旧対照

旧	新
<p>更があった日以降の期間についてこの料金額の適用を行いません。」 <u>2 同附則第5項中「ただし、」を「その」に改めます。</u></p> <p>附 則（平成15年7月15日東経企第03-46号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成15年7月15日から実施します。 <u>ただし、メニュー4におけるタイプ2に関する部分については、平成15年9月18日から実施します。</u> （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 <u>平成15年7月15日から平成15年9月30日までの間にメニュー4（24Mb/sの品目のものであってタイプ1のものに限ります。）に係るIP通信網契約（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成15年11月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月（そのサービスを開始した日を含む料金月において1.5Mb/s、8Mb/s又は12Mb/sの品目のものへの変更があった場合は、サービスの提供を開始した日から変更があった日の前日までの間及びサービスを開始した日を含む料金月の翌料金月並びに翌々料金月）について、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、<u>利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）についてそれぞれ0円を適用します。</u> <u>ただし、そのIP通信網契約者が保守の態様による細目の変更を行った場合は、変更があった日以降の期間についてこの料金額の適用を行いません。</u></u></p> <p>4 <u>そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</u></p> <p>5 <u>東経企第02-153号（平成15年1月23日）の附則第3項（経過措置）中「12Mb/sの品目」を「12Mb/sの品目又は24Mb/sの品目」に改めます。</u></p> <p>6 <u>東経企第03-32号（平成15年6月23日）の附則第3項（経過措置）中「メニュー4（タイプ1のものに限ります。）」を「メニュー4（タイプ1のものであって24Mb/sの品目のものを除きます。）」に改めます。また、第4項（経過措置）中「メニュー4」を「メニュー4（24Mb/sの品目のものを除きます。）」に、「12Mb/sの品目」を「12Mb/sの品目又は24Mb/sの品目」に改めます。</u></p>	<p>附 則（平成15年7月15日東経企第03-46号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成15年7月15日から実施します。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p> <p>5 削除</p> <p>6 削除</p>

新旧対照

旧	新		
<p>附 則（平成15年8月25日東経企管第03-63号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成15年8月31日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 <u>東経企管第03-46号（平成15年7月15日）の附則第3項（経過措置）中「平成15年8月31日」を「平成15年9月30日」に、「平成15年10月31日」を「平成15年11月30日」に改めます。</u></p>	<p>附 則（平成15年8月25日東経企管第03-63号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成15年8月31日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 削除</p>		
<p>附 則（平成15年9月24日東経企管第03-75号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成15年10月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 <u>平成15年10月1日から平成15年12月31日までの間にメニュー4に係るIP通信網契約（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年2月29日（タイプ2のものについては平成16年5月31日）までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月について、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）についてそれぞれ0円を適用します。</u></p> <p>4 <u>そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</u></p>	<p>附 則（平成15年9月24日東経企管第03-75号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成15年10月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p>		
<p>附 則（平成15年11月19日東経企管第03-122号） （実施期日）</p> <p>第1条 この改正規定は、平成15年12月17日から実施します。 （経過措置）</p> <p>第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>第3条 <u>この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄のサービスを提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスを提供されている契約者回線とみなして取り扱います。この場合において、当社が別に定める区域におけるメニュー4における品目が40Mb/sのものに係るIP通信網サービスの伝送速度については、料金表第1表第1類第1の1(2)に規定にかかわらず、収容IP通信網サービス取扱所から、契約者回線等の終端への伝送方向については最大概ね24Mbit/sまでの伝送速度による通信が可能なものとしします。</u></p>	<p>附 則（平成15年11月19日東経企管第03-122号） （実施期日）</p> <p>第1条 この改正規定は、平成15年12月17日から実施します。 （経過措置）</p> <p>第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>第3条 削除</p> <p>第4条 削除</p>		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">メニュー4における品目が24Mb/sの</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">メニュー4における品目が40Mb/sのものに</td> </tr> </table>	メニュー4における品目が24Mb/sの	メニュー4における品目が40Mb/sのものに	
メニュー4における品目が24Mb/sの	メニュー4における品目が40Mb/sのものに		

新旧対照

旧		新
ものに係る I P 通信網サービス	係る I P 通信網サービス	
<p>第 4 条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。</p>		
メニュー 4 の変復調装置	メニュー 4 の変復調装置のうち I 型のもの	
<p>附 則（平成 15 年 12 月 17 日東経企管第 03-136 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成 16 年 1 月 1 日から実施します。 ただし、メニュー 4 における機器利用料に関する部分については、平成 16 年 2 月 10 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 平成 16 年 1 月 1 日から平成 16 年 4 月 30 日までの間にメニュー 4 に係る I P 通信網契約（料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 16 年 6 月 30 日（タイプ 2 のものについては平成 16 年 9 月 30 日）までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して 3 か月間のその I P 通信網契約に規定する利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（ルータ機能付 I P 電話対応装置、簡易ルータ機能付 I P 電話対応装置、無線 LAN 対応型変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置及び無線 LAN 対応型ルータ機能付 I P 電話対応装置に係るものを除きます。）については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2-4 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。</p> <p>4 その I P 通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</p> <p>5 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の表の左欄の端末設備を提供されている契約者回線は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の端末設備を提供されている契約者回線とみなして取り扱います。</p>		<p>附 則（平成 15 年 12 月 17 日東経企管第 03-136 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成 16 年 1 月 1 日から実施します。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p> <p>5 削除</p>
メニュー 4 の変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置	メニュー 4 の変復調機能・ルータ機能付 I P 電話対応装置のうち I 型のもの	

新旧対照

旧	新
<p>附 則（平成16年2月2日東経企営第03-165号） （実施期日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この改正規定は、平成16年2月9日から実施します。 （経過措置） 2 <u>平成16年2月8日までの間にメニュー4（1.5Mb/sのものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。）に係るIP通信網契約の申込みがあったものは、その利用料金の取扱いについて、この改正規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。</u> 3 <u>平成16年2月9日から平成16年4月30日までの間にメニュー4（1.5Mb/sのものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。）に係るIP通信網契約（料金表第1表第1類第1の1に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年6月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間（1.5Mb/s以外のものへ変更があった場合は、サービスの提供を開始した日から変更があった日の前日までの間）のそのIP通信網契約に規定する屋内配線利用料及び機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</u> 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他） 5 <u>東経企営第03-136号（平成15年12月17日）の附則第3項中「平成16年4月30日」を「平成16年4月30日（1.5Mb/sのものであって利用回線型サービスに係るものについては平成16年2月8日）」に改めます。</u> 	<p>附 則（平成16年2月2日東経企営第03-165号） （実施期日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この改正規定は、平成16年2月9日から実施します。 （経過措置） 2 削除 3 削除 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他） 5 削除
<p>附 則（平成16年4月27日東経企営第04-15号） （実施期日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この改正規定は、平成16年5月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 <u>平成16年5月1日から平成16年7月31日までの間にメニュー4（1.5Mb/sの品目ものであって利用回線型サービスに係るものを除きます。）に係るIP通信網契約（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年9月30日（タイプ2のものについては平成16年12月31日）までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</u> 	<p>附 則（平成16年4月27日東経企営第04-15号） （実施期日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この改正規定は、平成16年5月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 削除 4 削除 5 削除

新旧対照

旧	新
<p>4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</p> <p>5 平成16年5月1日から平成16年7月31日までの間にメニュー4（1.5Mb/sの品目ものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。）に係るIP通信網契約（料金表第1表第1類第1の1に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年9月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間（1.5Mb/s以外の品目のものへの変更があった場合については、サービスの提供を開始した日からその品目の変更があった日の前日までの間）の屋内配線利用料及び機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p>	
<p>附 則（平成16年5月20日東経企管第04-27号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成16年5月20日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している回線接続装置（当社が別に定めるものに限ります。）に関する工事費（割増工事費の適用に限ります。）については料金表第2表第2（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。</p>	<p>附 則（平成16年5月20日東経企管第04-27号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成16年5月20日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p>

新旧対照

旧	新
<p>附 則（平成16年7月15日東経企営第04-77号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成16年7月16日から実施します。 <u>ただし、この改正規定中、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に関する部分については、当社が別に定める日から実施します。</u> （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 <u>東経企営第03-75号（平成15年9月24日）の附則第3項（経過措置）中「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）を「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）」に改めます。</u></p> <p>4 <u>東経企営第03-136号（平成15年12月17日）の附則第3項（経過措置）中「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）を「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）」に改めます。</u></p> <p>5 <u>東経企営第03-165号（平成16年2月2日）の附則第3項（経過措置）中「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）を「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）」に改めます。</u></p> <p>6 <u>東経企営第04-15号（平成16年4月27日）の附則第3項（経過措置）中「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）を「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）」に改めます。また、第5項（経過措置）中「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置及び簡易ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）を「機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）」に改めます。</u></p>	<p>附 則（平成16年7月15日東経企営第04-77号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成16年7月16日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p> <p>5 削除</p> <p>6 削除</p>
<p>附 則（平成16年7月29日東経企営第04-92号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成16年8月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	<p>附 則（平成16年7月29日東経企営第04-92号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成16年8月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>

新旧対照

旧	新
<p>3 平成16年8月1日から平成16年9月30日までの間にメニュー4（1.5Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものを除きます。）に係るIP通信網契約（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年12月31日（タイプ2のものについては平成17年2月28日）までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p> <p>4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</p> <p>5 平成16年8月1日から平成16年9月30日までの間にメニュー4（1.5Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。）に係るIP通信網契約（料金表第1表第1類第1の1に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年12月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間（1.5Mb/s以外の品目のものへの変更があった場合については、サービスの提供を開始した日からその品目の変更があった日の前日までの間）の屋内配線利用料及び機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p> <p>6 平成16年8月1日から平成16年9月30日までの間にIP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</p> <p>7 6の場合において、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求があった日から平成16年9月30日までの間に、簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その付加機能利用料（1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号までとします。）について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。</p>	<p>3 削除</p> <p>4 削除</p> <p>5 削除</p> <p>6 削除</p> <p>7 削除</p>

新旧対照

旧	新
<p>附 則 (平成16年8月4日東経企管第04-96号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成16年8月6日から実施します。 <u>ただし、この改正規定中、メニュー4におけるタイプ2に関する部分については当社が別に定める日から実施します。</u> (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p> <p>4 <u>平成16年8月6日から平成16年9月30日までの間にメニュー4 (47Mb/sの品目のもの)に限ります。)に係るIP通信網契約 (料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けているものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成16年12月31日 (タイプ2のものについては平成17年2月28日)までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料 (ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</u></p> <p>5 <u>そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</u></p>	<p>附 則 (平成16年8月4日東経企管第04-96号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成16年8月6日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p> <p>5 削除</p>
<p>附 則 (平成16年9月30日東経企管第04-150号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 <u>平成16年10月1日から平成16年12月31日までの間にメニュー4 (8Mb/s、12Mb/s、40Mb/s又は47Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。)に係るIP通信網契約 (そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間 (料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料 (ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円</u></p>	<p>附 則 (平成16年9月30日東経企管第04-150号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p>

新旧対照

旧	新
<p>を適用します。</p> <p>4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</p> <p>5 平成16年10月1日から平成16年12月31日までの間にメニュー4（1.5Mb/sの品目ものであって利用回線型サービスに係るものに限り、）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間（1.5Mb/s以外の品目のものへの変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の屋内配線利用料及び機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p> <p>6 （略）</p> <p>7 平成16年10月1日から平成16年12月31日までの間にIP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</p> <p>8 前項の場合において、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求があった日から平成16年12月31日までの間に、簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その付加機能利用料（1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号までとします。）について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。</p>	<p>4 削除</p> <p>5 削除</p> <p>6 （略）</p> <p>7 削除</p> <p>8 削除</p>
<p>附 則（平成16年12月27日東経企管第04-262号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成17年1月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 平成17年1月1日から平成17年4月30日までの間にメニュー4（8Mb/s、12Mb/s、40Mb/s又は47Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限り、）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年7月31日までに当</p>	<p>附 則（平成16年12月27日東経企管第04-262号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成17年1月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p>

新旧対照

旧	新
<p>社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p> <p>4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</p> <p>5 平成17年1月1日から平成17年4月30日までの間にメニュー4（1.5Mb/sの品目ものであって利用回線型サービスに係るものに限り、）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間（1Mb/s若しくは1.5Mb/s以外の品目のものへの変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の屋内配線利用料及び機器利用料（ルータ機能付IP電話対応装置、簡易ルータ機能付IP電話対応装置、無線LAN対応型変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置及び無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置に係るものを除きます。）については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p> <p>6 （略）</p> <p>7 平成17年1月1日から平成17年4月30日までの間にIP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</p> <p>8 前項の場合において、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求があった日から平成17年4月30日までの間に、簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、その付加機能利用料（1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限り、）について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。</p>	<p>4 削除</p> <p>5 削除</p> <p>6 （略）</p> <p>7 削除</p> <p>8 削除</p>

新旧対照

旧	新
<p>附 則（平成17年4月28日東経企管第05-26号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p> <p>4 <u>平成17年5月1日から平成17年7月31日までの間にメニュー4（8Mb/s、12Mb/s、40Mb/s又は47Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限り。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年10月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り。）については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</u></p> <p>5 <u>そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</u></p> <p>6 <u>平成17年5月1日から平成17年7月31日までの間にメニュー4（1.5Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限り。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年10月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間（1Mb/s若しくは1.5Mb/s以外の品目のものへの変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り。）については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</u></p> <p>7 （略）</p> <p>8 （略）</p> <p>9 <u>IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年5月1日から平成17年7月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</u></p>	<p>附 則（平成17年4月28日東経企管第05-26号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成17年5月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p> <p>5 削除</p> <p>6 削除</p> <p>7 （略）</p> <p>8 （略）</p> <p>9 削除</p>

新旧対照

旧	新
<p>10 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、IP v 6通信の提供を開始した日から平成17年7月31日までの間にその付加機能の提供を開始した場合は、その付加機能利用料（1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限ります。）について、IP v 6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。</p> <p>11 当社は、東経企営第04-33号（平成16年5月31日）の附則第3項、東経企営第04-92号（平成16年7月29日）の附則第6項、東経企営第04-150号（平成16年9月30日）の附則第7項又は東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第7項又はこの附則の第9項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、通信の付加サービスであるIP v 6通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてIP v 6通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年5月1日から平成17年7月31日までの間に当社がそのIP v 6通信の提供を開始した場合は、そのIP v 6通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第9項及び第10項の規定を適用しません。</p>	<p>10 削除</p> <p>11 削除</p>
<p>附 則（平成17年7月29日東経企営第05-113号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成17年8月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 平成17年8月1日から平成17年9月30日までの間にメニュー4（8Mb/s、12Mb/s、40Mb/s又は47Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成17年12月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p> <p>4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</p> <p>5 平成17年8月1日から平成17年9月30日までの間にメニュー4（1.5Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込み</p>	<p>附 則（平成17年7月29日東経企営第05-113号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成17年8月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p> <p>5 削除</p>

新旧対照

旧	新
<p>を承諾した場合であって、平成17年12月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間（1Mb/s若しくは1.5Mb/s以外の品目のものへの変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限りません。）については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p>	
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>7 (略)</p>	<p>7 (略)</p>
<p>8 <u>IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年8月1日から平成17年9月30日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</u></p>	<p>8 削除</p>
<p>9 <u>前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、IPv6通信の提供を開始した日から平成17年9月30日までの間にその付加機能の提供を開始した場合は、その付加機能利用料（1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限りません。）について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。</u></p>	<p>9 削除</p>
<p>10 <u>当社は、東経企営第04-33号（平成16年5月31日）の附則第3項、東経企営第04-92号（平成16年7月29日）の附則第6項、東経企営第04-150号（平成16年9月30日）の附則第7項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第7項、東経企営第05-26号（平成17年4月28日）の附則第9項又はこの附則の第8項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、通信の付加サービスであるIPv6通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年8月1日から平成17年9月30日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第8項及び第9項の規定を適用しません。</u></p>	<p>10 削除</p>
<p>11 (略)</p>	<p>11 (略)</p>
<p>附 則（平成17年8月31日東経企営第05-127号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成17年9月1日から実施します。 ただし、この改正規定中、メニュー4に関する部分については、平成18年1月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>	<p>附 則（平成17年8月31日東経企営第05-127号） （実施期日） 1 この改正規定は、平成17年9月1日から実施します。 （経過措置） 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>

新旧対照

旧	新
<p>附 則（平成17年9月29日東経企管第05-150号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成17年10月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 <u>平成17年10月1日から平成17年12月31日までの間にメニュー4（8Mb/s、12Mb/s、40Mb/s又は47Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間（料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</u></p> <p>4 <u>そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</u></p> <p>5 <u>平成17年10月1日から平成17年12月31日までの間にメニュー4（1.5Mb/sの品目のものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年3月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間（1Mb/s若しくは1.5Mb/s以外の品目のものへの変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更等があった日の前日までの間）の屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</u></p> <p>6 （略）</p> <p>7 （略）</p> <p>8 <u>IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年10月1日から平成17年12月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</u></p> <p>9 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があ</p>	<p>附 則（平成17年9月29日東経企管第05-150号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成17年10月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p> <p>5 削除</p> <p>6 （略）</p> <p>7 （略）</p> <p>8 削除</p> <p>9 削除</p> <p>10 削除</p>

新旧対照

旧	新
<p>り、当社がその請求を承諾した場合であって、I P v 6 通信の提供を開始した日から平成17年12月31日までの間にその付加機能の提供を開始した場合は、その付加機能利用料（1のI P 通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限ります。）について、I P v 6 通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。</p> <p>10 当社は、東経企第04-33号（平成16年5月31日）の附則第3項、東経企第04-92号（平成16年7月29日）の附則第6項、東経企第04-150号（平成16年9月30日）の附則第7項、東経企第04-262号（平成16年12月27日）の附則第7項、東経企第05-26号（平成17年4月28日）の附則第9項、東経企第05-113号（平成17年7月29日）の附則第8項又はこの附則の第8項の規定の適用を受けたI P 通信網契約者が、通信の付加サービスであるI P v 6 通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてI P v 6 通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成17年10月1日から平成17年12月31日までの間に当社がそのI P v 6 通信の提供を開始した場合は、そのI P v 6 通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第8項及び第9項の規定を適用しません。</p>	
<p>附 則（平成17年11月29日東経企第05-186号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成17年12月1日から実施します。 ただし、この改正規定中、メニュー4の1.5Mb/sの品目のものに関する部分については平成18年1月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー4の1.5Mb/sの品目のものに関する工事費（割増工事費の適用及び屋内配線工事費の額に限ります。）については料金表第2表第2（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。</p> <p>4 平成17年12月1日から平成17年12月31日までの間にメニュー4（1Mb/sの品目のものに限ります。）に係るI P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年3月31日までに当社がそのI P 通信網サービスの提供を開始した場合は、そのI P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間（1Mb/s又は1.5Mb/s以外の品目のものへの変更については、サービスの提供を開始した日からその変更があった日の前日までの間）の屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付I P 電話対応装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p> <p>5 東経企第04-262号（平成16年12月27日）の附則第5項（経過措置）中「1.5Mb/s以外の品目」を「1Mb/s若しくは1.5Mb/s以外の品目」に改めます。</p> <p>6 東経企第05-26号（平成17年4月28日）の附則第6項（経過措置）中「1.5Mb/s以外の品目」を「1Mb/s若しくは1.5Mb/s以外の品目」に改めます。</p> <p>7 東経企第05-113号（平成17年7月29日）の附則第5項（経過措置）中「1.5Mb/s</p>	<p>附 則（平成17年11月29日東経企第05-186号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成17年12月1日から実施します。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p> <p>5 削除</p> <p>6 削除</p> <p>7 削除</p> <p>8 削除</p>

新旧対照

旧	新
<p>以外の品目」を「1 Mb/s若しくは1.5Mb/s以外の品目」に改めます。 8 東経企第05-150号(平成17年9月29日)の附則第5項(経過措置)中「1.5Mb/s以外の品目」を「1 Mb/s若しくは1.5Mb/s以外の品目」に改めます。</p>	
<p>附 則 (平成17年12月27日東経企第05-203号) (実施期日) 1 この改正規定は、平成18年1月1日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 平成18年1月1日から平成18年4月30日までの間にメニュー4(1 Mb/sの品目のもの以外のもの)に属するIP通信網サービスに属するものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網サービス(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスに係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間(割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 4 そのIP通信網サービスが前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。 5 平成18年1月1日から平成18年4月30日までの間にメニュー4(1 Mb/sの品目のもの)に属するIP通信網サービスの申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網サービスに係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間(1 Mb/s以外の品目のものへの変更があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更があった日の前日までの間)の屋内配線利用料及び機器利用料(変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 6 (略) 7 (略) 8 (略) 9 IP通信網サービスから通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成18年1月1日から平成18年4月30日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合又は平成18年1月1日から平成18年4月30日までの間にIP通信網サービス(メニュー4又はメニュー5に係るもの</p>	<p>附 則 (平成17年12月27日東経企第05-203号) (実施期日) 1 この改正規定は、平成18年1月1日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 削除 4 削除 5 削除 6 (略) 7 (略) 8 (略) 9 削除 10 削除 11 削除</p>

新旧対照

旧	新
<p>に限ります。以下この附則において「主契約」といいます。)の申込みと同時にIP通信網契約者からIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス(平成18年5月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。)の提供の開始の日から起算して14日以内にIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</p> <p>10 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、IPv6通信の提供を開始した日から平成18年4月30日までの間にその付加機能の提供を開始した場合又はIPv6通信の利用の請求と同時に簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってIPv6通信の提供の開始した日と同一の日に簡易型通信機能の提供の開始(平成18年5月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。)があった場合は、その付加機能利用料(1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限ります。)について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。</p> <p>11 当社は、東経企営第04-33号(平成16年5月31日)の附則第3項、東経企営第04-92号(平成16年7月29日)の附則第6項、東経企営第04-150号(平成16年9月30日)の附則第7項、東経企営第04-262号(平成16年12月27日)の附則第7項、東経企営第05-26号(平成17年4月28日)の附則第9項、東経企営第05-113号(平成17年7月29日)の附則第8項、東経企営第05-150号(平成17年9月29日)の附則第8項又はこの附則の第9項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、通信の付加サービスであるIPv6通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年1月1日から平成18年4月30日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合又は平成18年1月1日から平成18年4月30日までの間に主契約の申込みと同時にIP通信網契約者からIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス(平成18年5月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。)の提供の開始の日から起算して14日以内にIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第9項及び第10項の規定を適用しません。</p>	
<p>附 則 (平成18年4月13日東経企営第06-7号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成18年4月17日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している回線接続装置(当社が別に定めるものに限ります。)に関する工事費(割増工事費の適用に限ります。)については料金表第2表第2(工事費)の規定を準用し、その他の提供条件については、</p>	<p>附 則 (平成18年4月13日東経企営第06-7号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成18年4月17日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p>

新旧対照

旧	新
<p>なお従前のおりとしします。</p>	
<p>附 則（平成18年4月27日東経企管第06-24号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成18年5月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。</p> <p>3 <u>平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間にメニュー4（1Mb/sの品目のもの以外のものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年10月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</u></p> <p>4 <u>そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</u></p> <p>5 <u>平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間にメニュー4（1Mb/sの品目のものに限ります。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年10月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間（1Mb/s以外の品目のものへの変更があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更があった日の前日までの間）の屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</u></p> <p>6 （略）</p> <p>7 （略）</p> <p>8 （略）</p> <p>9 <u>IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合又は平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間にIP通信網契約（メニュー4又はメニュー5に係るもの）に限ります。以下この附則において「主契約」といいます。）の申込みと同時にIP通信網契約者からIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合で</u></p>	<p>附 則（平成18年4月27日東経企管第06-24号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成18年5月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。</p> <p>3 <u>削除</u></p> <p>4 <u>削除</u></p> <p>5 <u>削除</u></p> <p>6 （略）</p> <p>7 （略）</p> <p>8 （略）</p> <p>9 <u>削除</u></p> <p>10 <u>削除</u></p> <p>11 <u>削除</u></p> <p>12 <u>削除</u></p> <p>13 <u>削除</u></p> <p>14 <u>削除</u></p>

新旧対照

旧	新
<p>あってその主契約に係るIP通信網サービス（平成18年8月1日以降の日に提供の開始があったものに限り。）の提供の開始の日から起算して14日以内にIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</p> <p>10 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、IPv6通信の提供を開始した日から平成18年7月31日までの間にその付加機能の提供を開始した場合又はIPv6通信の利用の請求と同時に簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってIPv6通信の提供の開始した日と同一の日に簡易型通信機能の提供の開始（平成18年8月1日以降の日に提供の開始があったものに限り。）があった場合は、その付加機能利用料（1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限り。）について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。</p> <p>11 当社は、東経企第04-33号（平成16年5月31日）の附則第3項、東経企第04-92号（平成16年7月29日）の附則第6項、東経企第04-150号（平成16年9月30日）の附則第7項、東経企第04-262号（平成16年12月27日）の附則第7項、東経企第05-26号（平成17年4月28日）の附則第9項、東経企第05-113号（平成17年7月29日）の附則第8項、東経企第05-150号（平成17年9月29日）の附則第8項、東経企第05-203号（平成17年12月27日）の附則第9項又はこの附則の第9項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、通信の付加サービスであるIPv6通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合又は平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間に主契約の申込みと同時にIP通信網契約者からIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス（平成18年8月1日以降の日に提供の開始があったものに限り。）の提供の開始の日から起算して14日以内にIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第9項及び第10項の規定を適用しません。</p> <p>12 平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間にメニュー7に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年10月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月の利用料金については、料金表第1表第1類第1の2-7に規定する額に代えて0円を適用します。</p> <p>13 平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年10月31日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその</p>	<p>15 削除</p>

新旧対照

旧	新
<p>料金月の翌料金月の利用料金については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。</p> <p>14 平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間にメニュー7に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年10月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始したときは、そのIP通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-7に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p> <p>15 平成18年5月1日から平成18年7月31日までの間に無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年10月31日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始したときは、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p>	
<p>附 則（平成18年7月31日東経企管第06-97号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成18年8月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 平成18年8月1日から平成18年10月31日までの間にメニュー4（1Mb/sの品目のもの以外のものであって利用回線型サービスに係るものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年1月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り、）については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p> <p>4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</p> <p>5 平成18年8月1日から平成18年10月31日までの間にメニュー4（1Mb/sの品目のもの以外のものであって利用回線型サービスに係るものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年1月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6か月間（1Mb/s以外の品目のものへの変更があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更があった日の前日までの間）の屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り、）については、料金表第1表第1類第1</p>	<p>附 則（平成18年7月31日東経企管第06-97号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成18年8月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p> <p>5 削除</p>

新旧対照

旧	新
<p>の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p>	
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>7 (略)</p>	<p>7 (略)</p>
<p>8 (略)</p>	<p>8 (略)</p>
<p>9 <u>IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIP v 6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成18年8月1日から平成18年10月31日までの間に当社がそのIP v 6通信の提供を開始した場合又は平成18年8月1日から平成18年10月31日までの間にIP通信網契約(メニュー4又はメニュー5に係るもの)に限り、以下この項において「主契約」といいます。)の申込みと同時にIP通信網契約者からIP v 6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス(平成18年11月1日以降の日に提供の開始があったもの)に限り、)の提供の開始の日から起算して14日以内にIP v 6通信の提供を開始した場合は、そのIP v 6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</u></p>	<p>9 削除 10 削除 11 削除 12 削除 13 削除 14 削除</p>
<p>10 <u>前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、IP v 6通信の提供を開始した日から平成18年10月31日までの間にその付加機能の提供を開始した場合又はIP v 6通信の利用の請求と同時に簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってIP v 6通信の提供の開始した日と同一の日に簡易型通信機能の提供の開始(平成18年11月1日以降の日に提供の開始があったものに限り)があった場合は、その付加機能利用料(1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限り)について、IP v 6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。</u></p>	
<p>11 <u>当社は、東経企第04-33号(平成16年5月31日)の附則第3項、東経企第04-92号(平成16年7月29日)の附則第6項、東経企第04-150号(平成16年9月30日)の附則第7項、東経企第04-262号(平成16年12月27日)の附則第7項、東経企第05-26号(平成17年4月28日)の附則第9項、東経企第05-113号(平成17年7月29日)の附則第8項、東経企第05-150号(平成17年9月29日)の附則第8項、東経企第05-203号(平成17年12月27日)の附則第9項、東経企第06-24号(平成18年4月27日)の附則第9項又はこの附則の第9項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、通信の付加サービスであるIP v 6通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてIP v 6通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年8月1日から平成18年10月31日までの間に当社がそのIP v 6通信の提供を開始した場合は、そのIP v 6通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第9項及び第10項の規定を適用しません。</u></p>	
<p>12 <u>平成18年8月1日から平成18年10月31日までの間にメニュー7に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成18年11月13日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間の利用料</u></p>	

新旧対照

旧	新
<p>金については料金表第1表第1類第1の2-7に規定する額に代えて0円を、そのIP通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-7に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</p> <p>13 <u>平成18年8月1日から平成18年10月31日までの間にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年11月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合又は平成18年8月1日から平成18年10月31日までの間にIP通信網契約（メニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るもの）に限り、以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス（平成18年11月14日以降の日に提供の開始があったものに限り、）の提供の開始の日から起算して14日以内に無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</u></p> <p>14 <u>当社は、東経企第06-24号（平成18年4月27日）の附則第13項又はこの附則の第13項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、無線アクセス機能の廃止を行った後に、平成18年8月1日から平成18年10月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成18年11月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金並びにその無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第13項の規定を適用しません。</u></p>	
<p>附 則（平成18年9月28日東経企第06-126号） （実施時期）</p> <p>1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 <u>東経企第05-186号（平成17年11月29日）の附則3（経過措置）中「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー4の1.5Mb/sの品目のものに関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」を「この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているメニュー4の1.5Mb/sの品目のものに関する工事費（割増工事費の適用及び屋内配線工事費の額に限り、）については料金表第2表第2（工事費）の規定を準用し、その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。」に改めます。</u></p> <p>6 （略）</p>	<p>附 則（平成18年9月28日東経企第06-126号） （実施時期）</p> <p>1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 削除</p> <p>6 （略）</p>

新旧対照

旧	新
<p>提供を開始した場合は、その I P v 6 通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの 2 料金月については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2-4-2(1)ア又は 2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ 0 円を適用します。</p> <p>10 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、I P v 6 通信の提供を開始した日から平成 19 年 1 月 31 日までの間にその付加機能の提供を開始した場合又は I P v 6 通信の利用の請求と同時に簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって I P v 6 通信の提供の開始した日と同一の日に簡易型通信機能の提供の開始（平成 19 年 2 月 1 日以降の日に提供の開始があったものに限り。）があった場合は、その付加機能利用料（1 の I P 通信網契約につき 1 の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限り。）について、I P v 6 通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの 2 料金月の間については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2-9 に規定する額に代えて 0 円を適用します。</p> <p>11 当社は、東経企管第 04-33 号（平成 16 年 5 月 31 日）の附則第 3 項、東経企管第 04-92 号（平成 16 年 7 月 29 日）の附則第 6 項、東経企管第 04-150 号（平成 16 年 9 月 30 日）の附則第 7 項、東経企管第 04-262 号（平成 16 年 12 月 27 日）の附則第 7 項、東経企管第 05-26 号（平成 17 年 4 月 28 日）の附則第 9 項、東経企管第 05-113 号（平成 17 年 7 月 29 日）の附則第 8 項、東経企管第 05-150 号（平成 17 年 9 月 29 日）の附則第 8 項、東経企管第 05-203 号（平成 17 年 12 月 27 日）の附則第 9 項、東経企管第 06-24 号（平成 18 年 4 月 27 日）の附則第 9 項、東経企管第 06-97 号（平成 18 年 7 月 31 日）の附則第 9 項又はこの附則の第 9 項の規定の適用を受けた I P 通信網契約者が、通信の付加サービスである I P v 6 通信の廃止を行った後に、その契約者回線等について I P v 6 通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 18 年 11 月 1 日から平成 19 年 1 月 31 日までの間に当社がその I P v 6 通信の提供を開始した場合は、その I P v 6 通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第 9 項及び第 10 項の規定を適用しません。</p> <p>12 平成 18 年 11 月 1 日から平成 19 年 1 月 31 日までの間にメニュー 7 に係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 19 年 2 月 13 日までに当社がその I P 通信網サービスの提供を開始した場合は、その I P 通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して 2 か月間の利用料金については料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2-7 に規定する額に代えて 0 円を、その I P 通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2-7 に規定する額に代えてそれぞれ 0 円を適用します。</p> <p>13 平成 18 年 11 月 1 日から平成 19 年 1 月 31 日までの間に I P 通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成 19 年 2 月 13 日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合又は平成 18 年 11 月 1 日から平成 19 年 1 月 31 日までの間に I P 通信網契約（メニュー 1、メニュー 4 又はメニュー 5 に係るものに限り。以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時に I P 通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係る I P 通信網サービス（平成 19 年 2 月 14 日以降の日に提供の開始があったものに限り。）の提供の開始の日から起算して 14</p>	

新旧対照

旧	新
<p>日以内に無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</p> <p>14 当社は、東経企管第06-24号（平成18年4月27日）の附則第13項、東経企管第06-97号（平成18年7月31日）の附則第13項又はこの附則の第13項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、無線アクセス機能の廃止を行った後に、平成18年11月1日から平成19年1月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年2月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金並びにその無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第13項の規定を適用しません。</p>	
<p>附 則（平成19年1月31日東経企管第06-202号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間にメニュー4（1Mb/sの品目のもの以外のものであって利用回線型サービスに係るものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1⑨に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して2ヶ月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1⑨に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り、）については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p> <p>4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1⑧の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</p> <p>5 平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間にメニュー4（1Mb/sの品目のものに限り、）に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年7月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して6ヶ月間（1Mb/s以外の品目のものへの変更があった場合については、サービスの提供を開始した日からその変更があった日の前日までの間）の屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機</p>	<p>附 則（平成19年1月31日東経企管第06-202号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p> <p>5 削除</p>

新旧対照

旧	新
<p>能付 I P 電話対応装置に係るものに限ります。)については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2-4 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。</p>	
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>7 (略)</p>	<p>7 (略)</p>
<p>8 (略)</p>	<p>8 (略)</p>
<p>9 I P 通信網契約者から通信の付加サービスである I P v 6 通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間に当社がその I P v 6 通信の提供を開始した場合又は平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間に I P 通信網契約 (メニュー 4 又はメニュー 5 に係るもの)に限ります。以下この項において「主契約」といいます。)の申込みと同時に I P 通信網契約者から I P v 6 通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係る I P 通信網サービス (平成19年5月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。)の提供の開始の日から起算して14日以内に I P v 6 通信の提供を開始した場合は、その I P v 6 通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの 2 料金月については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2-4-2(1)ア又は 2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ 0 円を適用します。</p>	<p>9 削除 10 削除 11 削除 12 削除 13 削除 14 削除</p>
<p>10 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、I P v 6 通信の提供を開始した日から平成19年4月30日までの間にその付加機能の提供を開始した場合又は I P v 6 通信の利用の請求と同時に簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって I P v 6 通信の提供の開始した日と同一の日に簡易型通信機能の提供の開始 (平成19年5月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。)があった場合は、その付加機能利用料 (1 の I P 通信網契約につき 1 の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限ります。)について、I P v 6 通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの 2 料金月の間については、料金表第 1 表第 1 類第 1 の 2-9 に規定する額に代えて 0 円を適用します。</p>	
<p>11 当社は、東経企営第04-33号 (平成16年5月31日)の附則第3項、東経企営第04-92号 (平成16年7月29日)の附則第6項、東経企営第04-150号 (平成16年9月30日)の附則第7項、東経企営第04-262号 (平成16年12月27日)の附則第7項、東経企営第05-26号 (平成17年4月28日)の附則第9項、東経企営第05-113号 (平成17年7月29日)の附則第8項、東経企営第05-150号 (平成17年9月29日)の附則第8項、東経企営第05-203号 (平成17年12月27日)の附則第9項、東経企営第06-24号 (平成18年4月27日)の附則第9項、東経企営第06-97号 (平成18年7月31日)の附則第9項、東経企営第06-149号 (平成18年10月31日)の附則第9項又はこの附則の第9項の規定の適用を受けた I P 通信網契約者が、通信の付加サービスである I P v 6 通信の廃止を行った後に、その契約者回線等について I P v 6 通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間に当社がその I P v 6 通信の提供を開始した場合は、その I P v 6 通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第9項及び第10項の規定を適用しません。</p>	
<p>12 平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間にメニュー7に係る I P 通信網契</p>	

新旧対照

旧	新
<p>約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年5月13日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-7に規定する額に代えて0円を、そのIP通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-7に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</p> <p>13 <u>平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年5月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合又は平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間にIP通信網契約（メニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るものに限ります。以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス（平成19年5月14日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）の提供の開始の日から起算して14日以内に無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</u></p> <p>14 <u>当社は、東経企第06-24号（平成18年4月27日）の附則第13項、東経企第06-97号（平成18年7月31日）の附則第13項、東経企第06-149号（平成18年10月31日）の附則第13項又はこの附則の第13項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、無線アクセス機能の廃止を行った後に、平成19年2月1日から平成19年4月30日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年5月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金並びにその無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第13項の規定を適用しません。</u></p>	
<p>附 則（平成19年3月8日東経企第06-224号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成19年3月10日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス及びIP通信網サービスに関する附帯サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している回線接続装置（当社が別に定めるものに限ります。）に関する料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。</p> <p><u>ただし、メニュー4又はメニュー5に係る利用料金の加算額（端末設備に係るものであって当社が提供する宅内機器を利用しているときの基本料に限ります。）について、IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置の機器利用料については料金表第1類第1の2-4又は2-5に規定する額に代えて380円、無線LAN対</u></p>	<p>附 則（平成19年3月8日東経企第06-224号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成19年3月10日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス及びIP通信網サービスに関する附帯サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p>

新旧対照

旧	新
<p><u>応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置の基本装置については料金表第1類第1の2-4又は2-5に規定する額に代えて680円を適用します。</u></p> <p>4 削除</p>	
<p>附 則（平成19年4月26日東経企管第07-14号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成19年5月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス及びIP通信網サービスに関する付帯サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>3 <u>東経企管第06-224号（平成19年3月8日）の附則第3項に次のただし書きを加えます。</u> <u>ただし、メニュー4又はメニュー5に係る利用料金の加算額（端末設備に係るものであって当社が提供する宅内機器を利用しているときの基本料に限ります。）について、IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置の機器利用料については料金表第1類第1の2-4又は2-5に規定する額に代えて380円、無線LAN対応型ルータ機能・IP電話機能付セキュリティファイル供給サービス対応装置の基本装置については料金表第1類第1の2-4又は2-5に規定する額に代えて680円を適用します。</u></p> <p>4 <u>東経企管第06-224号（平成19年3月8日）に次の1項を加えます。</u> <u>4 前項の規定にかかわらず、セキュリティファイル供給サービスの提供により、当社が別に定める回線接続装置又は当社が別に定める自営端末設備に係る契約者回線等の通信に著しい支障が生じるおそれがあると当社が認める場合は、セキュリティファイル供給サービスの契約（当社が別に定める回線接続装置又は当社が別に定める自営端末設備を利用している契約者に係るものに限ります。）を解除します。この場合、当社は、あらかじめ契約者にそのことを通知します。</u></p>	<p>附 則（平成19年4月26日東経企管第07-14号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成19年5月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービス及びIP通信網サービスに関する付帯サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p>
<p>附 則（平成19年4月27日東経企管第07-15号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成19年5月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 <u>平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間にメニュー4（1Mb/sの品目のもの以外のものをもって利用回線型サービスに係るものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年10月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日</u></p>	<p>附 則（平成19年4月27日東経企管第07-15号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成19年5月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p>

新旧対照

旧	新
<p>から起算して2か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p>	
<p>4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</p>	<p>4 削除</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>7 (略)</p>	<p>7 (略)</p>
<p>8 IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合又は平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間にIP通信網契約（メニュー4又はメニュー5に係るもの）に限ります。以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時にIP通信網契約者からIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス（平成19年8月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）の提供の開始の日から起算して14日以内にIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</p>	<p>8 削除 9 削除 10 削除 11 削除 12 削除 13 削除</p>
<p>9 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、IPv6通信の提供を開始した日から平成19年7月31日までの間にその付加機能の提供を開始した場合又はIPv6通信の利用の請求と同時に簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってIPv6通信の提供の開始した日と同一の日に簡易型通信機能の提供の開始（平成19年8月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）があった場合は、その付加機能利用料（1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限ります。）について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。</p>	
<p>10 当社は、東経企営第04-33号（平成16年5月31日）の附則第3項、東経企営第04-92号（平成16年7月29日）の附則第6項、東経企営第04-150号（平成16年9月30日）の附則第7項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第7項、東経企営第05-26号（平成17年4月28日）の附則第9項、東経企営第05-113号（平成17年7月29日）の附則第8項、東経企営第05-150号（平成17年9月29日）の附則第8項、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第9項、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第9項、東経企営第06-97号（平成18年7月31日）の附則第9項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第9項、東経企営第06-202号（平成19年1月31日）の</p>	

新旧対照

旧	新
<p>附則第9項又はこの附則の第8項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、通信の付加サービスであるIPv6通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第8項及び第9項の規定を適用しません。</p> <p>11 平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間にメニュー7に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年8月13日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-7に規定する額に代えて0円を、そのIP通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-7に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</p> <p>12 平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年8月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合又は平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間にIP通信網契約（メニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るものに限ります。以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス（平成19年8月14日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）の提供の開始の日から起算して14日以内に無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</p> <p>13 当社は、東経企第06-24号（平成18年4月27日）の附則第13項、東経企第06-97号（平成18年7月31日）の附則第13項、東経企第06-149号（平成18年10月31日）の附則第13項、東経企第06-202号（平成19年1月31日）の附則第13項又はこの附則の第12項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、無線アクセス機能の廃止を行った後に、平成19年5月1日から平成19年7月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年8月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金並びにその無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第12項の規定を適用しません。</p>	
<p>附 則（平成19年7月27日東経企第07-74号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成19年8月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間にメニュー4（1Mb/sの品目のも</p>	<p>附 則（平成19年7月27日東経企第07-74号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成19年8月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p>

新旧対照

旧	新
<p>の以外のものであって利用回線型サービスに係るものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年1月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して1か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り、）については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p>	
<p>4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</p>	<p>4 削除</p>
<p>5 ～（略）</p>	<p>5 ～（略）</p>
<p>10 11 IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合又は平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間にIP通信網契約（メニュー4又はメニュー5に係るものに限り、以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時にIP通信網契約者からIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス（平成19年11月1日以降の日に提供の開始があったものに限り、）の提供の開始の日から起算して14日以内にIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</p>	<p>10 11 削除 12 削除 13 削除 14 削除 15 削除 16 削除 （その他）</p>
<p>12 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、IPv6通信の提供を開始した日から平成19年10月31日までの間にその付加機能の提供を開始した場合又はIPv6通信の利用の請求と同時に簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってIPv6通信の提供の開始した日と同一の日に簡易型通信機能の提供の開始（平成19年11月1日以降の日に提供の開始があったものに限り、）があった場合は、その付加機能利用料（1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限り、）について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。</p>	<p>17 東経企営第07-15号（平成19年4月27日）の附則第6項中「東経企営第06-202号（平成19年1月31日）の附則第6項又はこの附則第5項」を削ります。</p>
<p>13 当社は、東経企営第04-33号（平成16年5月31日）の附則第3項、東経企営第04-92号（平成16年7月29日）の附則第6項、東経企営第04-150号（平成16年9月30日）の</p>	

新旧対照

旧	新
<p>附則第7項、東経企第04-262号(平成16年12月27日)の附則第7項、東経企第05-26号(平成17年4月28日)の附則第9項、東経企第05-113号(平成17年7月29日)の附則第8項、東経企第05-150号(平成17年9月29日)の附則第8項、東経企第05-203号(平成17年12月27日)の附則第9項、東経企第06-24号(平成18年4月27日)の附則第9項、東経企第06-97号(平成18年7月31日)の附則第9項、東経企第06-149号(平成18年10月31日)の附則第9項、東経企第06-202号(平成19年1月31日)の附則第9項、東経企第07-15号(平成19年4月27日)の附則第8項又はこの附則の第11項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、通信の付加サービスであるIPv6通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第11項及び第12項の規定を適用しません。</p> <p>14 平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間にメニュー7に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成19年11月13日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-7に規定する額に代えて0円を、そのIP通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-7に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</p> <p>15 平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年11月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合又は平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間にIP通信網契約(メニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るものに限ります。以下この項において「主契約」といいます。)の申込みと同時にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス(平成19年11月14日以降の日に提供の開始があったものに限ります。)の提供の開始の日から起算して14日以内に無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</p> <p>16 当社は、東経企第06-24号(平成18年4月27日)の附則第13項、東経企第06-97号(平成18年7月31日)の附則第13項、東経企第06-149号(平成18年10月31日)の附則第13項、東経企第06-202号(平成19年1月31日)の附則第13項、東経企第07-15号(平成19年4月27日)の附則第12項又はこの附則の第15項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、無線アクセス機能の廃止を行った後に、平成19年8月1日から平成19年10月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年11月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金並びにその無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費につ</p>	

新旧対照

旧	新
<p>いて、この附則の第15項の規定を適用しません。 (その他) 17 東経企管第07-15号(平成19年4月27日)の附則第6項中「、東経企管第06-202号(平成19年1月31日)の附則第6項又はこの附則第5項」を削ります。</p>	
<p>附 則(平成19年10月31日東経企管第07-132号) (実施期日) 1 この改正規定は、平成19年11月1日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 <u>平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間にメニュー4(1Mb/sの品目のもの以外のものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。)に係るIP通信網契約(そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年4月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して1か月間(割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間)の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料(変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限ります。)については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</u> 4 <u>そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</u> 5 ～ (略) 10 11 <u>IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合又は平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間にIP通信網契約(メニュー4又はメニュー5に係るもの)に限ります。以下この項において「主契約」といいます。)の申込みと同時にIP通信網契約者からIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス(平成20年2月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。)の提供の開始の日から起算して14日以内にIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</u> 12 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があ</p>	<p>附 則(平成19年10月31日東経企管第07-132号) (実施期日) 1 この改正規定は、平成19年11月1日から実施します。 (経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 3 削除 4 削除 5 ～ (略) 10 11 削除 12 削除 13 削除 14 削除 15 削除 16 削除</p>

新旧対照

旧	新
<p>り、当社がその請求を承諾した場合であって、IPv6通信の提供を開始した日から平成20年1月31日までの間にその付加機能の提供を開始した場合又はIPv6通信の利用の請求と同時に簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってIPv6通信の提供の開始した日と同一の日に簡易型通信機能の提供の開始（平成20年2月1日以降の日に提供の開始があったものに限り。）があった場合は、その付加機能利用料（1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限り。）について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。</p> <p>13 当社は、東経企第04-33号（平成16年5月31日）の附則第3項、東経企第04-92号（平成16年7月29日）の附則第6項、東経企第04-150号（平成16年9月30日）の附則第7項、東経企第04-262号（平成16年12月27日）の附則第7項、東経企第05-26号（平成17年4月28日）の附則第9項、東経企第05-113号（平成17年7月29日）の附則第8項、東経企第05-150号（平成17年9月29日）の附則第8項、東経企第05-203号（平成17年12月27日）の附則第9項、東経企第06-24号（平成18年4月27日）の附則第9項、東経企第06-97号（平成18年7月31日）の附則第9項、東経企第06-149号（平成18年10月31日）の附則第9項、東経企第06-202号（平成19年1月31日）の附則第9項、東経企第07-15号（平成19年4月27日）の附則第8項、東経企第07-74号（平成19年7月27日）の附則第11項又はこの附則の第11項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、通信の付加サービスであるIPv6通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第11項及び第12項の規定を適用しません。</p> <p>14 平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間にメニュー7に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年2月13日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-7に規定する額に代えて0円を、そのIP通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-7に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</p> <p>15 平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年2月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合又は平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間にIP通信網契約（メニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るものに限り。以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス（平成20年2月14日以降の日に提供の開始があったものに限り。）の提供の開始の日から起算して14日以内に無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金（1のIP通信網契約につき、当社が利用可能とした2までの無線契約者識別</p>	

新旧対照

旧	新
<p>符号に係る付加機能利用料に限り。について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費（1のIP通信網契約につき、当社が利用可能とした2までの無線契約者識別符号に係る基本工事費及び交換機等工事費に限り。について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</p> <p>16 当社は、東経企第06-24号（平成18年4月27日）の附則第13項、東経企第06-97号（平成18年7月31日）の附則第13項、東経企第06-149号（平成18年10月31日）の附則第13項、東経企第06-202号（平成19年1月31日）の附則第13項、東経企第07-15号（平成19年4月27日）の附則第12項、東経企第07-74号（平成19年7月27日）の附則第15項又はこの附則の第15項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、平成19年11月1日から平成20年1月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年2月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金並びにその無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第15項の規定を適用しません。</p>	
<p>附 則（平成20年1月31日東経企第07-174号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成20年2月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間にメニュー4（1Mb/sの品目のもの以外のものであって利用回線型サービスに係るものに限り。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年8月31日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して1か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り。について、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p> <p>4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</p> <p>5 ～ （略）</p> <p>10</p> <p>11 <u>IP通信網契約者から通信の付加サービスであるIP v 6通信の利用の請求があ</u></p>	<p>附 則（平成20年1月31日東経企第07-174号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成20年2月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p> <p>4 削除</p> <p>5 ～ （略）</p> <p>10</p> <p>11 削除</p>

新旧対照

旧	新
<p>り、当社がその請求を承諾した場合であって平成20年2月1日から平成20年3月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合又は平成20年2月1日から平成20年3月31日までの間にIP通信網契約（メニュー4又はメニュー5に係るもの）に限ります。以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時にIP通信網契約者からIPv6通信の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス（平成20年4月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）の提供の開始の日から起算して14日以内にIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料について、サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月については、料金表第1表第1類第1の2-4-2(1)ア又は2-5-2(1)アに規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</p>	<p>12 削除 13 削除 14 削除 15 削除 16 削除</p>
<p>12 前項の場合において、その契約者回線等について簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、IPv6通信の提供を開始した日から平成20年3月31日までの間にその付加機能の提供を開始した場合又はIPv6通信の利用の請求と同時に簡易型通信機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってIPv6通信の提供の開始した日と同一の日に簡易型通信機能の提供の開始（平成20年4月1日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）があった場合は、その付加機能利用料（1のIP通信網契約につき1の簡易型通信識別番号に係る付加機能利用料に限ります。）について、IPv6通信の提供を開始した日を含む料金月及びその料金月の翌料金月からの2料金月の間については、料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を適用します。</p>	
<p>13 当社は、東経企営第04-33号（平成16年5月31日）の附則第3項、東経企営第04-92号（平成16年7月29日）の附則第6項、東経企営第04-150号（平成16年9月30日）の附則第7項、東経企営第04-262号（平成16年12月27日）の附則第7項、東経企営第05-26号（平成17年4月28日）の附則第9項、東経企営第05-113号（平成17年7月29日）の附則第8項、東経企営第05-150号（平成17年9月29日）の附則第8項、東経企営第05-203号（平成17年12月27日）の附則第9項、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第9項、東経企営第06-97号（平成18年7月31日）の附則第9項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第9項、東経企営第06-202号（平成19年1月31日）の附則第9項、東経企営第07-15号（平成19年4月27日）の附則第8項、東経企営第07-74号（平成19年7月27日）の附則第11項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第11項又はこの附則の第11項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、通信の付加サービスであるIPv6通信の廃止を行った後に、その契約者回線等についてIPv6通信の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年2月1日から平成20年3月31日までの間に当社がそのIPv6通信の提供を開始した場合は、そのIPv6通信を利用する場合の加算額の基本料及び簡易型通信機能に係る付加機能利用料について、この附則の第11項及び第12項の規定を適用しません。</p>	
<p>14 平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間にメニュー7に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年6月13日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-7に規定する額に代えて0円を、そのI</p>	

新旧対照

旧	新
<p><u>P通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-7に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</u></p> <p>15 <u>平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間にI P通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年6月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合又は平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間にI P通信網契約（メニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るものに限ります。以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時にI P通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るI P通信網サービス（平成20年6月14日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）の提供の開始の日から起算して14日以内に無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金（1のI P通信網契約につき、当社が利用可能とした2までの無線契約者識別符号に係る付加機能利用料に限ります。）について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費（1のI P通信網契約につき、当社が利用可能とした2までの無線契約者識別符号に係る基本工事費及び交換機等工事費に限ります。）について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</u></p> <p>16 <u>当社は、東経企営第06-24号（平成18年4月27日）の附則第13項、東経企営第06-97号（平成18年7月31日）の附則第13項、東経企営第06-149号（平成18年10月31日）の附則第13項、東経企営第06-202号（平成19年1月31日）の附則第13項、東経企営第07-15号（平成19年4月27日）の附則第12項、東経企営第07-74号（平成19年7月27日）の附則第15項、東経企営第07-132号（平成19年10月31日）の附則第15項又はこの附則の第15項の規定の適用を受けたI P通信網契約者が、平成20年2月1日から平成20年5月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年6月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金並びにその無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第15項の規定を適用しません。</u></p>	
<p>附 則（平成20年5月30日東経企営第08-44号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成20年6月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 <u>平成20年6月1日から平成20年9月30日までの間にメニュー4（1 Mb/sの品目のもの以外のものであって利用回線型サービスに係るものに限ります。以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るI P通信網契約（そのI P通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年12月31日までに当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合は、そのI P通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日</u></p>	<p>附 則（平成20年5月30日東経企営第08-44号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成20年6月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p>

新旧対照

旧	新
<p>から起算して1か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限ります。）については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p>	
<p>4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</p>	<p>4 削除</p>
<p>5 ～（略）</p>	<p>5 ～（略）</p>
<p>12</p>	<p>12</p>
<p>13 平成20年6月1日から平成20年9月30日までの間にメニュー7に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成20年10月13日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-7に規定する額に代えて0円を、そのIP通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-7に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</p>	<p>13 削除</p>
<p>14 平成20年6月1日から平成20年9月30日までの間にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年10月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は平成20年6月1日から平成20年9月30日までの間にIP通信網契約（メニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るものに限ります。以下この項において「主契約」といいます。）の申込みと同時にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス（平成20年10月14日以降の日に提供の開始があったものに限ります。）の提供の開始の日から起算して14日以内に無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金（1のIP通信網契約につき、当社が利用可能とした2までの無線契約者識別符号に係る付加機能利用料に限ります。）について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費（1のIP通信網契約につき、当社が利用可能とした2までの無線契約者識別符号に係る基本工事費及び交換機等工事費に限ります。）について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</p>	<p>14 削除</p>
<p>15 当社は、東経企第06-24号（平成18年4月27日）の附則第13項、東経企第06-97号（平成18年7月31日）の附則第13項、東経企第06-149号（平成18年10月31日）の附則第13項、東経企第06-202号（平成19年1月31日）の附則第13項、東経企第07-15号（平成19年4月27日）の附則第12項、東経企第07-74号（平成19年7月27日）の附則第15項、東経企第07-132号（平成19年10月31日）の附則第15項、東経企第07-174号（平成20年1月31日）の附則第15項又はこの附則の第14項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、平成20年6月1日から平成20年9月30日までの間にその契約者回</p>	<p>15 削除</p>

新旧対照

旧	新
<p>線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成20年10月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金並びにその無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第14項の規定を適用しません。</p>	
<p>附 則（平成20年9月29日東経企管第08-137号）</p>	<p>附 則（平成20年9月29日東経企管第08-137号）</p>
<p>（実施期日）</p>	<p>（実施期日）</p>
<p>1 この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。</p>	<p>1 この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。</p>
<p>（経過措置）</p>	<p>（経過措置）</p>
<p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 平成20年10月1日から平成21年1月31日までの間にメニュー4（1Mb/sの品目のもの以外のものであって利用回線型サービスに係るものに限り、以下この項において「割引対象サービス」といいます。）に係るIP通信網契約（そのIP通信網サービスの提供開始と同時に料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成21年4月30日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して1か月間（割引対象サービス以外の品目等への変更又は料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用の開始があった場合については、サービスの提供を開始した日からその適用の開始があった日の前日までの間）の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り、）については、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p>	<p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>
<p>4 そのIP通信網契約が前項の適用を受けている期間は、料金表第1表第1類第1の1(8)の規定にかかわらず、優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引については適用しません。</p>	<p>3 削除</p>
<p>5</p>	<p>4 削除</p>
<p>～（略）</p>	<p>5</p>
<p>10</p>	<p>～（略）</p>
<p>11 平成20年10月1日から平成21年1月31日までの間にメニュー7に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成21年2月13日までに当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、そのIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-7に規定する額に代えて0円を、そのIP通信網サービスの提供の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-7に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</p>	<p>10</p>
<p>12 平成20年10月1日から平成21年1月31日までの間にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、平成21年2月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合又は平成20年10月1日から平成21年1月31日までの間にIP通信網契約（メニュー1、メニュー4又はメニュー5に係るものに限り、）の申込</p>	<p>11 削除</p>
	<p>12 削除</p>
	<p>13 削除</p>

新旧対照

旧	新
<p>みと同時にIP通信網契約者から無線アクセス機能の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であってその主契約に係るIP通信網サービス（平成21年2月14日以降の日に提供の開始があったものに限り。）の提供の開始の日から起算して14日以内に無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金（1のIP通信網契約につき、当社が利用可能とした2までの無線契約者識別符号に係る付加機能利用料に限り。）について、サービスの提供を開始した日から起算して3か月間の利用料金については料金表第1表第1類第1の2-9に規定する額に代えて0円を、その無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費（1のIP通信網契約につき、当社が利用可能とした2までの無線契約者識別符号に係る基本工事費及び交換機等工事費に限り。）について、料金表第2表第2の2-1、2-4又は2-5に規定する額に代えてそれぞれ0円を適用します。</p> <p>13 当社は、東経企管第06-24号（平成18年4月27日）の附則第13項、東経企管第06-97号（平成18年7月31日）の附則第13項、東経企管第06-149号（平成18年10月31日）の附則第13項、東経企管第06-202号（平成19年1月31日）の附則第13項、東経企管第07-15号（平成19年4月27日）の附則第12項、東経企管第07-74号（平成19年7月27日）の附則第15項、東経企管第07-132号（平成19年10月31日）の附則第15項、東経企管第07-174号（平成20年1月31日）の附則第15項、東経企管第08-44号（平成20年5月30日）の附則第14項又はこの附則の第12項の規定の適用を受けたIP通信網契約者が、平成20年10月1日から平成21年1月31日までの間にその契約者回線等について無線アクセス機能の利用の請求を行い、当社がその請求を承諾した場合であって、平成21年2月13日までに当社がその無線アクセス機能の提供を開始した場合は、その無線アクセス機能に係る利用料金並びにその無線アクセス機能の利用の開始に係る基本工事費及び交換機等工事費について、この附則の第12項の規定を適用しません。</p>	
<p>附 則（平成21年5月29日東経企管第09-35号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成21年6月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 ～ （略）</p> <p>6</p> <p>7 平成21年6月1日から平成21年9月30日までの間にメニュー5-2の46Mb/sの品目のものに係るIP通信網契約者から、そのIP通信網契約の解除と同時に、新たにメニュー4に係るIP通信網契約（その契約者回線等の終端の場所が解除されたIP通信網契約のものと同ーの場合に限り。）の申込みを行う旨の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのメニュー4の品目のものに係るIP通信網契約に係る利用料金について、サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月からの3料金月の利用料、屋内配線利用料及び機器利用料（変復調装置、帯域分離多重装置又は変復調機能・ルータ機能付IP電話対応装置に係るものに限り。）について、料金表第1表第1類第1の2-4に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p> <p>8 平成21年6月1日から平成21年9月30日までの間にメニュー5-2の46Mb/sの品目</p>	<p>附 則（平成21年5月29日東経企管第09-35号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成21年6月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 ～ （略）</p> <p>6</p> <p>7 削除</p> <p>8 削除</p>

新旧対照

旧	新
<p><u>のものに係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網契約の解除と同時に、新たにメニュー 4 に係る I P 通信網契約（その契約者回線等の終端の場所が解除された I P 通信網契約のものと同一の場合に限ります。）の申込みを行う旨の申出があり、当社がその申込みを承諾した場合は、その契約者回線の設置の基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、屋内配線工事費、機器工事費、契約者回線等変更工事費及び回線調整工事費について、料金表第 2 表第 2 の 2-4 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。この場合、料金表第 2 表第 2 の 1 (7) (割増工事費の適用) を適用しないものとします。</u></p>	
<p>附 則（平成 23 年 11 月 21 日東経企第 11-144 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成 23 年 11 月 22 日から実施します。 （一部提供区域におけるサービスの終了）</p> <p>2 当社は、当社が別に I P 通信網契約者に通知する日（「サービス終了日」と言います。以下この附則において同じとします。）において、東日本大震災により移転する I P 通信網サービス取扱所（岩手県及び宮城県にあるものであって、当社が別に定めるものに限ります。）の取扱所交換設備に收容される契約者回線に係る I P 通信網サービス（メニュー 5 における提供の形態による細目が I 型のものに限ります。以下この附則において「移行対象回線」と言います。）を終了することとします。 この場合において、当社は、サービス終了日の 1 か月前までに、その I P 通信網契約者に係るサービス終了日を I P 通信網契約者に通知します。</p> <p>3 ～（略）</p> <p>5 （移行対象回線からメニュー 4 への移行に係る工事費の割引）</p> <p>6 サービス終了日までの間に移行対象回線に係る I P 通信網契約者から、その I P 通信網契約の解除の請求と同時に、新たにメニュー 4 に係る I P 通信網契約（その契約者回線等の終端の場所が解除された I P 通信網契約のものと同一の場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その契約者回線等の設置に係る契約料については料金表第 1 表第 2 類の 2 に規定する額に代えて、基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、屋内配線工事費及び回線調整工事費については料金表第 2 表第 2 の 2-4 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。 （閉域グループ内通信機能からメニュー 8 への移行に係る工事費の割引）</p> <p>7（略）</p> <p>8 サービス終了日までの間に、移行対象回線と同一の閉域グループに属する契約者回線等（メニュー 1 又はメニュー 4 に係るものに限ります。）に係る I P 通信網契約者から、その契約者回線等に係る I P 通信網契約の解除と同時に、新たにメニュー 5 の II 型のものに係る I P 通信網サービスに係る I P 通信網契約の申込み（その契約者回線の終端の場所が解除された I P 通信網契約のものと同一の場合に限ります。）及びその I P 通信網契約の申込みに係る契約者回線を利用回線とするメニュー 8（クラス 1 のものに限ります。）の I P 通信網サービスに係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その契約者回線の設置に係る契約料については料金表第 1 表第 2 類の 2 に規定する額に代えて、基本工事費（基本額の部分に限ります。）</p>	<p>附 則（平成 23 年 11 月 21 日東経企第 11-144 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成 23 年 11 月 22 日から実施します。 （一部提供区域におけるサービスの終了）</p> <p>2 当社は、当社が別に I P 通信網契約者に通知する日（「サービス終了日」と言います。以下この附則において同じとします。）において、東日本大震災により移転する I P 通信網サービス取扱所（岩手県及び宮城県にあるものであって、当社が別に定めるものに限ります。）の取扱所交換設備に收容される契約者回線に係る I P 通信網サービス（メニュー 5 における提供の形態による細目が I 型のものに限ります。以下この附則において「移行対象回線」と言います。）を終了することとします。 この場合において、当社は、サービス終了日の 1 か月前までに、その I P 通信網契約者に係るサービス終了日を I P 通信網契約者に通知します。</p> <p>3 ～（略）</p> <p>5</p> <p>6 削除</p> <p>（閉域グループ内通信機能からメニュー 8 への移行に係る工事費の割引）</p> <p>7（略）</p> <p>8 サービス終了日までの間に、移行対象回線と同一の閉域グループに属する契約者回線等（メニュー 1 に係るものに限ります。）に係る I P 通信網契約者から、その契約者回線等に係る I P 通信網契約の解除と同時に、新たにメニュー 5 の II 型のものに係る I P 通信網サービスに係る I P 通信網契約の申込み（その契約者回線の終端の場所が解除された I P 通信網契約のものと同一の場合に限ります。）及びその I P 通信網契約の申込みに係る契約者回線を利用回線とするメニュー 8（クラス 1 のものに限ります。）の I P 通信網サービスに係る I P 通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、その契約者回線の設置に係る契約料については料金表第 1 表第 2 類の 2 に規定する額に代えて、基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び交換機等</p>

新旧対照

旧	新																
<p>及び交換機等工事費については料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p> <p>9 (略)</p> <p>(契約者回線等の移行に伴う付加機能に係る工事費の割引)</p> <p>10 当社は、この附則の第5、6、8及び9項に規定する品目等の変更等の際現に、その品目等の変更等の前の契約者回線等において利用していた付加機能について、IP通信網契約者より継続した利用の請求等(その契約者回線等の設置又は品目等の変更に係るものと同時に請求があったものであって、当社が別に定めるものに限り、)があり、当社がその請求を承諾した場合は、その提供の開始等に係る交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-4又は2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p>	<p>工事費については料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p> <p>9 (略)</p> <p>(契約者回線等の移行に伴う付加機能に係る工事費の割引)</p> <p>10 当社は、この附則の第5、6、8及び9項に規定する品目等の変更等の際現に、その品目等の変更等の前の契約者回線等において利用していた付加機能について、IP通信網契約者より継続した利用の請求等(その契約者回線等の設置又は品目等の変更に係るものと同時に請求があったものであって、当社が別に定めるものに限り、)があり、当社がその請求を承諾した場合は、その提供の開始等に係る交換機等工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p>																
<p>附 則 (平成24年3月29日東経企管第11-211号)</p> <p>(実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に、改正前の規定により提供している料金表別表2に規定する学校に限定した利用料金の割引(以下この附則において「学校限定割引」といいます。)の適用を受けていた契約者回線等について、学校限定割引の廃止がなかった場合は、当社は、この改正規定の実施の日において、学校限定割引の適用を受けているものとして取り扱います。</p> <p>3 この改正規定実施の際現に、学校に限定した割引の適用を受けているメニュー4又はメニュー5(メニュー5-1における100Mb/sのものに限り、)に係る契約者回線等について、学校限定割引を適用する期間は、次表のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ 平成24年4月1日において、学校に割限定した割引の適用を受けている契約者回線等の終端の場所において、当社がメニュー5の提供の形態による細目がI型のものに係るIP通信網サービスの提供を行うことが可能な場合(アに規定する場合を除きます。)</td> <td>(ア) メニュー4に係る契約者回線等については、平成26年3月31日までの間 (イ) メニュー5(メニュー5-1における100Mb/sのものに限り、)に係る契約者回線等については、その終端の場所において、当社がメニュー5提供の形態による細目がII-1型のものに係るIP通信網サービスの提供が可能になった日を含む年度から起算して翌々年度の末日までの間</td> </tr> <tr> <td>ウ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 (略)</p>	区 分	期 間	ア (略)	(略)	イ 平成24年4月1日において、学校に割限定した割引の適用を受けている契約者回線等の終端の場所において、当社がメニュー5の提供の形態による細目がI型のものに係るIP通信網サービスの提供を行うことが可能な場合(アに規定する場合を除きます。)	(ア) メニュー4に係る契約者回線等については、平成26年3月31日までの間 (イ) メニュー5(メニュー5-1における100Mb/sのものに限り、)に係る契約者回線等については、その終端の場所において、当社がメニュー5提供の形態による細目がII-1型のものに係るIP通信網サービスの提供が可能になった日を含む年度から起算して翌々年度の末日までの間	ウ (略)	(略)	<p>附 則 (平成24年3月29日東経企管第11-211号)</p> <p>(実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に、改正前の規定により提供している料金表別表2に規定する学校に限定した利用料金の割引(以下この附則において「学校限定割引」といいます。)の適用を受けていた契約者回線等について、学校限定割引の廃止がなかった場合は、当社は、この改正規定の実施の日において、学校限定割引の適用を受けているものとして取り扱います。</p> <p>3 この改正規定実施の際現に、学校に限定した割引の適用を受けているメニュー4又はメニュー5(メニュー5-1における100Mb/sのものに限り、)に係る契約者回線等について、学校限定割引を適用する期間は、次表のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ 平成24年4月1日において、学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線等の終端の場所において、当社がメニュー5の提供の形態による細目がI型のものに係るIP通信網サービスの提供を行うことが可能な場合(アに規定する場合を除きます。)</td> <td>(ア) 削除 (イ) メニュー5(メニュー5-1における100Mb/sのものに限り、)に係る契約者回線等については、その終端の場所において、当社がメニュー5提供の形態による細目がII-1型のものに係るIP通信網サービスの提供が可能になった日を含む年度から起算して翌々年度の末日までの間</td> </tr> <tr> <td>ウ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 (略)</p>	区 分	期 間	ア (略)	(略)	イ 平成24年4月1日において、学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線等の終端の場所において、当社がメニュー5の提供の形態による細目がI型のものに係るIP通信網サービスの提供を行うことが可能な場合(アに規定する場合を除きます。)	(ア) 削除 (イ) メニュー5(メニュー5-1における100Mb/sのものに限り、)に係る契約者回線等については、その終端の場所において、当社がメニュー5提供の形態による細目がII-1型のものに係るIP通信網サービスの提供が可能になった日を含む年度から起算して翌々年度の末日までの間	ウ (略)	(略)
区 分	期 間																
ア (略)	(略)																
イ 平成24年4月1日において、学校に割限定した割引の適用を受けている契約者回線等の終端の場所において、当社がメニュー5の提供の形態による細目がI型のものに係るIP通信網サービスの提供を行うことが可能な場合(アに規定する場合を除きます。)	(ア) メニュー4に係る契約者回線等については、平成26年3月31日までの間 (イ) メニュー5(メニュー5-1における100Mb/sのものに限り、)に係る契約者回線等については、その終端の場所において、当社がメニュー5提供の形態による細目がII-1型のものに係るIP通信網サービスの提供が可能になった日を含む年度から起算して翌々年度の末日までの間																
ウ (略)	(略)																
区 分	期 間																
ア (略)	(略)																
イ 平成24年4月1日において、学校に限定した割引の適用を受けている契約者回線等の終端の場所において、当社がメニュー5の提供の形態による細目がI型のものに係るIP通信網サービスの提供を行うことが可能な場合(アに規定する場合を除きます。)	(ア) 削除 (イ) メニュー5(メニュー5-1における100Mb/sのものに限り、)に係る契約者回線等については、その終端の場所において、当社がメニュー5提供の形態による細目がII-1型のものに係るIP通信網サービスの提供が可能になった日を含む年度から起算して翌々年度の末日までの間																
ウ (略)	(略)																

新旧対照

旧	新
<p>附 則（令和 5 年 7 月 27 日東経営第 000200000086 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和 5 年 8 月 1 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 <u>この改正規定実施前に、メニュー 4 に係る IP 通信網契約の申込み、契約者回線等の移転又は品目の変更により、リンク未確立状態（DSL 方式に起因する事象であつて、契約者回線等の終端に接続される変復調装置（以下「DSL モデム」といいます。）とその DSL モデムと対向して収容 IP 通信網サービス取扱所に設置される変復調装置との間における通信が全く利用できない状態をいいます。以下同じとします。）となった場合（そのことを当社が確認できる場合に限り、）であつて、その IP 通信網サービスの提供の開始、契約者回線等の移転又は品目の変更の日の翌日から起算して 20 日以内に、IP 通信網契約者からその旨の申出があり、その IP 通信網契約の解除が行われたときは、リンク未確立状態の期間に係る利用料金、契約料及び工事費は適用しません。</u> （サービスの終了）</p> <p>4 当社は、この改正規定実施の際限に、改正前の規定により提供しているメニュー 4 について、令和 7 年 1 月 31 日にサービスを終了することとします。 （その他）</p> <p>5 東経企営第 22-161 号（令和 5 年 1 月 31 日）の附則第 4 項を「4 削除」に改めます。</p>	<p>附 則（令和 5 年 7 月 27 日東経営第 000200000086 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和 5 年 8 月 1 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 削除</p> <p>（サービスの終了）</p> <p>4 当社は、この改正規定実施の際限に、改正前の規定により提供しているメニュー 4 について、令和 7 年 1 月 31 日にサービスを終了することとします。 （その他）</p> <p>5 東経企営第 22-161 号（令和 5 年 1 月 31 日）の附則第 4 項を「4 削除」に改めます。</p>

新旧対照

旧	新										
<p>附 則（令和 5 年12月22日東経営第000200000198号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和 6 年 1 月 1 日から実施します。 （優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引の終了）</p> <p>2 当社はこの改正規定実施の日において、改正前の規定により適用している優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を終了することとします。 （経過措置）</p> <p>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引が適用されているメニュー 1 及びメニュー 4 に関する利用料金については、当分の間、次に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引に相当する割引を適用します。</p> <p>(1) 適用</p> <p>ア この割引の適用を受ける I P 通信網契約について、<u>契約者回線又は利用回線の移転があったときは、移転のあった日を含む料金月の初日からサービスが再び利用できる状態とした日の前日までは、この割引を適用しません。</u></p> <p>イ この割引の適用を受ける I P 通信網契約について、次の場合は、この割引の適用を廃止します。この場合において契約の解除等があった日を含む料金月については、この割引を適用しません。</p> <p>① I P 通信網契約の解除があったとき。</p> <p>② <u>メニュー 4 の契約者回線型サービスに係るものについて、電話サービス契約約款に規定する加入電話契約と同一の契約者及び同一の請求書により料金の請求を行うものでなくなったとき。</u></p> <p>③ 料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1（適用）(9)に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるとき。</p> <p>(2) 割引額</p> <p style="text-align: right;">1 契約者回線又は 1 利用回線ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">割引対象メニュー</th> <th style="text-align: center;">割 引 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー 1</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>メニュー 4</td> <td>同表第 1 類第 1 の 2（料金額）2-4-1 に規定する利用料の額に 0.1 を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1) (略) (注 2) (略)</p>	割引対象メニュー	割 引 額	メニュー 1	(略)	メニュー 4	同表第 1 類第 1 の 2（料金額）2-4-1 に規定する利用料の額に 0.1 を乗じて得た額	<p>附 則（令和 5 年12月22日東経営第000200000198号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和 6 年 1 月 1 日から実施します。 （優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引の終了）</p> <p>2 当社はこの改正規定実施の日において、改正前の規定により適用している優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引を終了することとします。 （経過措置）</p> <p>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引が適用されているメニュー 1 に関する利用料金については、当分の間、次に規定する優先接続のうち電話会社固定に係る利用料金の割引に相当する割引を適用します。</p> <p>(1) 適用</p> <p>ア この割引の適用を受ける I P 通信網契約について、<u>利用回線の移転があったときは、移転のあった日を含む料金月の初日からサービスが再び利用できる状態とした日の前日までは、この割引を適用しません。</u></p> <p>イ この割引の適用を受ける I P 通信網契約について、次の場合は、この割引の適用を廃止します。この場合において契約の解除等があった日を含む料金月については、この割引を適用しません。</p> <p>① I P 通信網契約の解除があったとき。</p> <p>② <u>削除</u></p> <p>③ 料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1（適用）(9)に規定する学校に限定した利用料金の割引の適用を受けるとき。</p> <p>(2) 割引額</p> <p style="text-align: right;">1 利用回線ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">割引対象メニュー</th> <th style="text-align: center;">割 引 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー 1</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1) (略) (注 2) (略)</p>	割引対象メニュー	割 引 額	メニュー 1	(略)
割引対象メニュー	割 引 額										
メニュー 1	(略)										
メニュー 4	同表第 1 類第 1 の 2（料金額）2-4-1 に規定する利用料の額に 0.1 を乗じて得た額										
割引対象メニュー	割 引 額										
メニュー 1	(略)										

新旧対照

旧	新
---	---

基本的な技術的事項

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 メニュー4

(1) 当社が回線接続装置を設置する場合

ア 当社が変復調装置（DSLモデム）を提供する場合

品 目	インタフェース種別	物理的条件	電 気 的 条 件	
			送出電圧	その他
1 Mb/s、1.5Mb/s 及び8Mb/sの もの	10BASE-T	8端子コネクタ (ISO/IEC8877準 拠)	6.2V (P-P 値) 以下	・送出電圧は、 100 Ω の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ISO/IEC8802-3 準拠
12Mb/s、40Mb/s 及び47Mb/sの もの	100BASE-TX	8端子コネクタ (ISO/IEC8877準 拠)	2.1V (P-P 値) 以下	・送出電圧は、 100 Ω の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・IEEE802.3u 準 拠
	10BASE-T	8端子コネクタ (ISO/IEC8877準 拠)	6.2V (P-P 値) 以下	・送出電圧は、 100 Ω の負荷 抵抗に対する 値とする。 ・ISO/IEC8802-3 準拠

イ 当社が帯域分離多重装置（スプリッタ）のみを提供する場合

接 続 口	物 理 的 条 件
変復調装置（DSLモデム） 接続口	6端子コネクタ（昭和60年郵政省令告示第399号）
アナログ端末接続口	

(2) 当社が回線接続装置を提供しない場合

当社が回線接続装置を提供しない場合の物理的条件は、2線式インタフェースとしま
す。

- 4
～ (略)
- 7

基本的な技術的事項

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 削除

- 4
～ (略)
- 7

新旧対照

旧	新
	<p>附 則（令和7年1月24日東経営第000200000483号） （実施期日）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この改正規定は、令和7年2月1日から実施します。 （サービスの終了） 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供しているメニュー4（フレッツ・ADSL）を終了することとします。 （経過措置） 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他） 4 改正前のこの約款の附則中、この附則第2項の規定により終了するサービス等に関する各規定を削除します。